

第4次 士別市子どもの権利に関する 行動計画

令和8年(2026)度～令和11(2029)年度



令和8年(2026)3月

士別市

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人ひとりが生まれながらに持ち、自分らしく、安心して過ごし、健やかに成長するために欠かせない基本的な権利のことです。

士別市では、国連の「児童の権利に関する条約」、「士別市まちづくり基本条例」の理念に基づき、子どもがいきいきと育つことを地域社会全体で支え合い仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもの優しいまちづくりを進めることを目的とし、平成25年に「士別市子どもの権利に関する条例」を制定しています。

4つの権利

1. 安心して生きる権利（第5条）

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること
- (2) あらゆるいじめや差別、暴力を受けず、放任されないこと
- (3) 愛情と理解を持って育まれること
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること
- (5) 平和で安全な環境の下で生活できること

2. ゆたかに育つ権利（第6条）

- (1) 学び、遊び、休息すること
- (2) 自然や文化、芸術、スポーツに親しむこと
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた主体性を身につけること
- (4) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること
- (5) 主体性が育まれる居場所が確保されること

3. 自分を守り、守られる権利（第7条）

- (1) あらゆる権利の侵害から守られること
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること
- (3) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと

4. 意見表明や参加する権利（第8条）

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が大切にされ、その意見や考えが尊重されること
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと
- (3) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること
- (4) 社会参加について、適切な支援を受けられること

目次

子どもの権利について	1
目次	2
第1章 計画策定の背景・目的	
1. 計画策定の背景及び趣旨	3
2. 計画の位置づけ及び計画期間	3
3. 第3次行動計画実施状況	4
第2章 アンケート調査の概要と結果	
1. 子どもの権利に関するアンケート調査の概要	8
2. 子どもアンケート結果	9
3. 保護者アンケート結果	29
4. アンケート総括	42
5. 子ども・保護者アンケートの比較から見える傾向	42
第3章 アンケートから整理される主な課題	
1. アンケート結果から整理される主な課題	43
第4章 第4次行動計画における基本目標・施策・評価	
1. 第3次行動計画から第4次行動計画への再構築の考え方	45
2. 基本目標ごとの課題・施策・成果指標	45
3. 施策体系図	48
4. 成果指標（KPI）の考え方（アウトプット指標・アウトカム指標）	49
5. 評価方法（年次・中間・最終）	49
6. 評価主体	50
資料	
1. 士別市子どもの権利委員会	52
2. 士別市子どもの権利救済委員会	52
3. 士別市子どもの権利に関する条例	53
4. 士別市子どもの権利救済に関する規則	58
5. 士別市子どもの権利委員会設置要綱	60

第1章 計画策定の背景・目的

1. 計画策定の背景及び趣旨

士別市では、国連の「児童の権利に関する条約」及び「士別市まちづくり基本条例」の理念に基づき、基本的人権としての子どもの権利を大切にし、その保障に取り組んできました。

その一環として、子どもがいきいきと育つことを地域全体で支え合う仕組みを定め、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的に、「士別市子どもの権利に関する条例（以下「権利条例」という。）」を制定し、平成25年（2013年）4月に施行しました。

権利条例は、子どもがいきいきと育つことを、家庭や学校、地域など社会全体で支え合う仕組みを整えることを通じて、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的としています。

ここでいう「子どもとともに」とは、子どもを支援の対象として捉えるだけでなく、まちづくりの主体の一人として、その思いや意見を大切にし、声を聴きながら取組を進めていくことを意味しています。

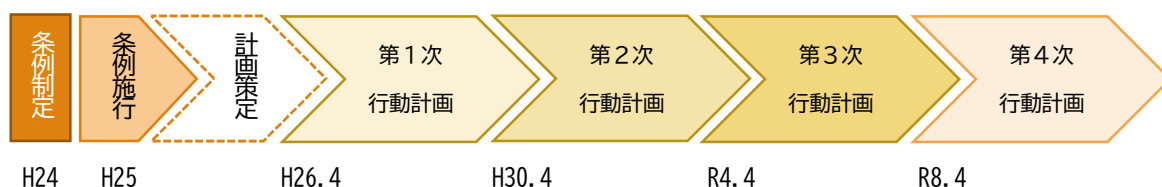
「士別市子どもの権利に関わる行動計画（以下「行動計画」という。）」は、権利条例の理念を具体的な取組につなげるための計画として、人権、福祉、教育など、子どもの権利に関わる分野に識見を有する方や関係団体の職員等で構成する「士別市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）」での協議を経て策定します。

2. 計画の位置づけ及び計画期間

本計画は、令和8年（2026）年度から令和11年（2029）年度までの4年間を計画期間とします。

行動計画は、「士別市まちづくり総合計画」を上位計画とし、その考え方や方向性と整合を図りながら、子どもの権利に関する取組を具体化する計画として位置づけます。

なお、社会情勢の変化や子ども・家庭を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。



3. 第3次行動計画の実施状況

■第3次行動計画の基本的な考え方

第3次行動計画では、子どもの権利を守ることを目的に、これまで行ってきた施策の充実を図るとともに、新たな取組についても検討しながら、各施策を進めました。

■主な取組状況

第3次行動計画期間においては、子育て支援や相談体制の整備、居場所づくりなど、これまで行ってきた取組を中心に進め、一定の成果が見られました。一方、新規事業については、市民テラスや市立図書館等を活用した普及・啓発の取組を計画に位置づけましたが、コロナ禍の影響もあり、十分な成果には至りませんでした。これらの場合は、市民への情報発信という点では一定の効果が見込まれるものの、アンケート結果から分かったように、子ども自身への直接的な周知や理解の促進という点では、十分とは言えない面がありました。

このため、普及・啓発の方法については、実施できたかどうかだけでなく、対象とする年齢や、子どもが日常的に関わる場を踏まえて、適切な場や方法を選ぶことが重要な課題として整理しました。

■重点施策別の実施状況及び評価と課題

① 子どもの権利の周知と学習支援（権利条例第15条）

【実施状況】

- ・ 広報紙や学校等を通じて、子どもの権利に関する周知を継続的に行いました
- ・ 関係機関と連携し、子どもの権利について学ぶ機会を設けました

【評価と課題】

毎年11月を「子どもの権利推進月間」と位置づけ、学校や保育所、市内の公共施設等において、児童虐待防止をはじめとする普及啓発ポスターの配布を行いました。また、令和7年度には、市内小学校において、子どもの権利救済委員会と連携した「子どもの権利に関する授業」を実施するなど、取組を広げました。

一方で、子ども自身がどの程度権利を理解しているか、また、日常生活の中でその理解が活かされているかについては、十分に把握できていない状況です。

このため、周知や学習の取組が、子どもの理解や行動につながっているかを確認できる方法を検討することが課題として残りました。あわせて、子どもと日常的に関わる保護者や教職員、地域の大人においても、子どもの権利への理解を深めていく必要があり、今後の取組における重要な課題としています。

【各種事業内容】

- ・ 子どもの権利推進月間図書展示
- ・ 子ども自身が子どもの権利を学ぶための学習支援

② 子育て家庭への支援（権利条例第 16 条）

【実施状況】

- ・母子保健、子育て相談、児童福祉に関する既存事業を継続して実施しました
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援につなぐ体制づくりに取り組みました

【評価と課題】

令和 6 年 4 月 1 日に「土別市こども家庭センター」を開設し、母子保健と児童福祉の機能を一体的に担う支援体制を整えました。これにより、支援を必要とする家庭に対し、相談対応や関係機関との連携を通じて、状況に応じた支援を行いました。一方で、アンケート結果から、困りごとがあっても相談につながっていない家庭や、支援の必要性が周囲から見えにくい家庭が一定数存在することが分かりました。このことから、支援を必要とする家庭を早い段階で把握し、支援につなぐ取組には課題が残っています。また、家庭の状況や子どもの成長に応じて、関係機関が継続して関わり続ける支援体制についても、さらなる充実が必要です。

今後は、早期に気づき、早めにつなぐ視点をより一層大切にするとともに、家庭との信頼関係を基盤とした、切れ目のない支援のあり方を検討していきます。

【各種事業内容】

- ・子育て支援センターゆら
- ・こども家庭センター事業
- ・保健福祉センター母子保健事業、食育イベント
- ・ブックスタート事業
- ・子どもの発達に応じた支援（児童相談支援センター虹、放課後等デイサービスセンター青空、こども通園センターのぞみ園による集団・個別指導及び療育）

③ 育ちを支える居場所づくり（権利条例第 17 条）

【実施状況】

- ・放課後児童クラブや学童保育の運営を行いました
- ・多世代交流や文化・芸術、スポーツ活動への参加機会を設けました

【評価と課題】

就学後の居場所として、1 校区に 1 か所の放課後児童クラブを設置し、地域保育所等における学童保育とあわせて、未就学児から小学生を中心とした居場所を確保してきました。また、多世代交流や文化・芸術、スポーツ活動についても、各種事業を通じて参加の機会を提供してきました。一方で、アンケート結果からは、居場所が「ある」と感じていることと、「安心して過ごせる」「困ったときに頼れる」と感じていることとの間に差があることが分かりました。特に中高生年代については、放課後や休日に気軽に立ち寄れる場所や、安心して人と関わられる場が少ないと感じている声があり、居場所の不足が課題として整理されました。

今後は、居場所の数や事業の実施状況だけでなく、子どもが安心して過ごせるか、誰かにつながるかといった視点を大切にしながら、年齢や成長段階に応じた居場所づくりを、子どもの声を踏まえて検討していく必要があります。

【各種事業内容】

- ・あけぼの子どもセンター中高生事業
- ・「いきいきサロン事業」「日曜キッズルーム」
- ・しべつチャレンジ寺子屋
- ・土別ふるさと体験広場、公民館講座（基礎スキー教室、水泳教室等）

④ 意見表明や参加の促進（権利条例第 18 条）

【実施状況】

- ・子ども議会や子ども夢トーク推進事業を継続して実施しました
- ・子どもが意見を発表し、参加できる機会を設けました
- ・地域における子どもの自主的な活動を支援しました

【評価と課題】

子ども議会や意見発表の場など、子どもが意見を伝え、参加する機会は設けてきました。一方で、アンケート結果からは、「意見を言ってよいと思えない」「言っても聞いてもらえたと感じられない」子どもが一定数いることが分かりました。また、子どもたちの意見がどのように受け止められ、どのように活かされたのかを子ども自身に伝える仕組みが十分に整っておらず、参加した実感を持ちにくい状況がありました。さらに、意見表明や参加の取組が行事や事業ごとに終わってしまい、子どもが継続して関われる仕組みとして定着していないという課題も見られます。

今後は、意見を言う「機会」を増やすだけでなく、子どもが安心して話せる雰囲気をつくること、意見がどのように扱われたのかを分かりやすく伝えることが重要です。

子どもが「話してよかった」「参加してよかった」と感じられるような、継続的な意見表明と参加の仕組みづくりが求められます。

【各種事業内容】

- ・土別市中学生意見発表大会
- ・しべつわんぱくフェスティバル
- ・子ども議会チャレンジ応援事業

⑤ 権利侵害に関する相談・救済（権利条例第 20 条）

【実施状況】

- ・子どもや家庭を対象とした相談窓口を運営しました
- ・関係機関と連携し、相談内容に応じた対応を行いました
- ・要保護児童対策を通じた支援を行いました
- ・子どもの権利侵害に対応する救済の仕組みを整えてきました

【評価と課題】

虐待や不適切な養育など、子どもの安全や権利が守られないおそれのある事案に対して、早期に対応し、子どもの安全を確保する取組を行ってきました。また、子どもの権利救済委員会では、相談や申立てに対し、関係機関と連携しながら調査や助言を行い、子どもにとって何が一番よいかを考

えた対応を進めてきました。一方で、アンケート結果からは、相談や救済の仕組みがあることを知っている子どもが多くないことや、子ども自身が利用するまでには至っていない状況が分かりました。制度や窓口は整っているものの、子どもにとって身近なものとして理解されておらず、困ったときに「ここに相談していい」と思える状態になっていないことが課題です。

今後は、相談・救済の仕組みについて、子どもにも分かりやすい伝え方を工夫するとともに、安心して相談できる雰囲気づくりや、利用しやすい体制の整備を進めていく必要があります。

【各種事業内容】

- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置
- ・ 適応指導教室の開設
- ・ 子どもの権利救済委員会設置
- ・ 教育委員会に青少年相談室を設置
- ・ 不登校、いじめ問題等対策連絡会議

■前計画の評価と次期計画への引き継ぎ

以上を踏まえると、前計画は既存の取組を着実に継続するという点では一定の成果を上げている一方で、子どもの権利が実際に尊重されているかという視点での評価や、新たな取組への展開については課題が残りました。これらの課題を踏まえ、第4次行動計画では、基本目標の再構成を行いました。

第2章 アンケート調査の概要と結果

1. 子どもの権利に関するアンケート調査の概要

(1) 調査期間

令和7年7月1日～31日

(2) 調査対象

市内全小中学校の小学5年生、小学6年生、中学生全員、市内に居住する高校生年代全員
対象児童・生徒の保護者

(3) 回答数等

子ども 対象者：885人 回答者数：558人 回答率：63.1%

保護者 配布数：564人（兄弟姉妹の重複あり） 回答者数：174人 回答率30.9%

(4) 子どもの回答者数内訳

小学生：214人 38.3%

中学生：270人 48.4%

高校生：74人 13.3%

※高校生内訳：市内高校在籍54人、市外高校在籍19人、高校に在籍していない者1人

(5) 回答方法

市内全小中学校 リンク及びQRコード配信

市内に居住する高校生年代 郵送（リンク及びQRコード）

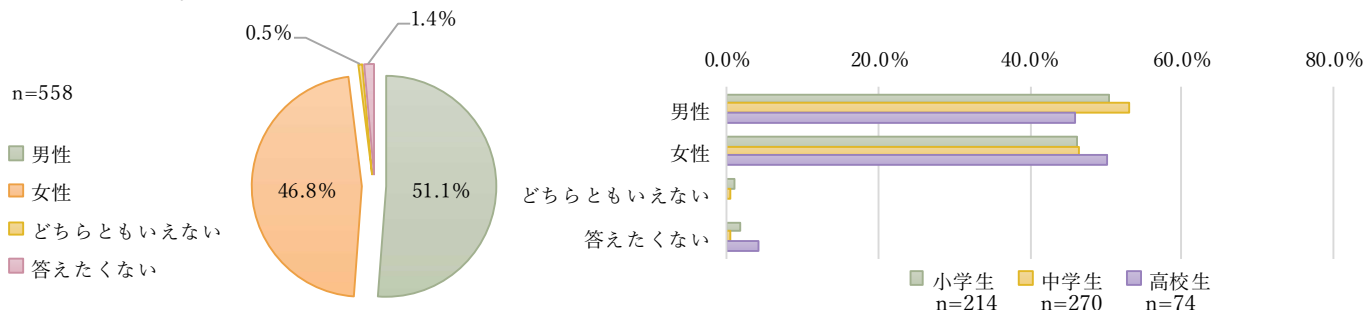
対象者の保護者に小中学生は学校からマチコミ配信、高校生年代は郵送に保護者宛を同封
回答はすべてWebで回収され、紙媒体による回答はありませんでした。

なお、本アンケートは、子ども自身の感じ方や意識を把握することを目的として実施したものです。回答は一人ひとりの主観によるものですが、全体の傾向を見ることで、子どもの日常の実感や抱えている課題を把握するための重要な資料として活用しています。

2. 子どもアンケート結果

問1. あなたの性別を教えてください

◆近年、性の多様性の観点から、性別を問う項目を設けないアンケートが増えています。しかし、本アンケートでは、子どもたちの多様な声や悩みを把握するために、あえて性別を質問項目として含めました。

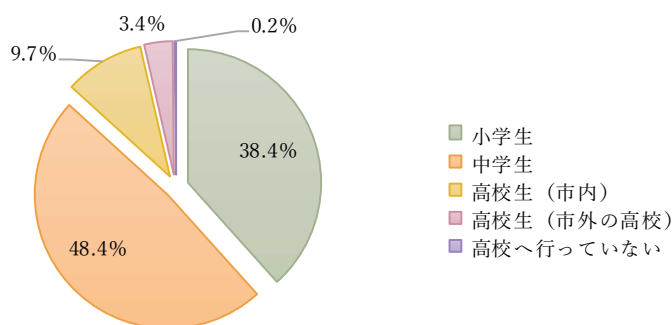


【分析・考察】「どちらともいえない」や「答えたくない」といった回答が見られたことから、性別について一律の選択肢で答えることに迷っている子どもが一定数いることが分かります。この結果は、子どもが自分自身のことについて、必ずしも安心して言葉にできていない場合があることを示しています。

今後は、性別に限らず、子ども一人ひとりの感じ方や考え方が尊重され、偏見や否定を心配することなく、自分の思いや不安を表すことができる関係性や環境を整えていくことが重要です。

問2. あなたの今の状況を教えてください

◆今回の調査では、前回の調査までのように特定の学年（小学5年生、中学2年生、高校2年生）を対象とするのではなく、当市の子どもたちの実態をより正確に把握し、実態に即した計画を策定するため、全数調査を実施しました。回答者の総数は558人で、中学生が48.4%（270人）と最も多く、次いで小学生が38.3%（214人）、高校生が13.3%（74人）でした。

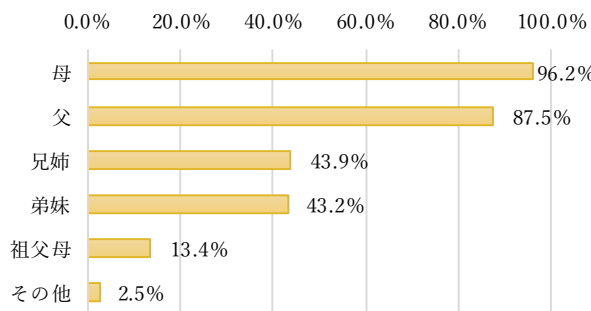


【分析・考察】回答者の年代構成を把握することは、小学生段階から見られる友人関係の悩みや、中学生期に多くなる学業や将来への不安など、発達段階ごとに異なる課題を理解するための基礎となります。高校生の回答者数は相対的に少ないため、結果の解釈には一定の留意が必要ですが、年代ごとの回答の違いからは、子どもたちの成長に伴う意識や関心の変化が見て取れます。

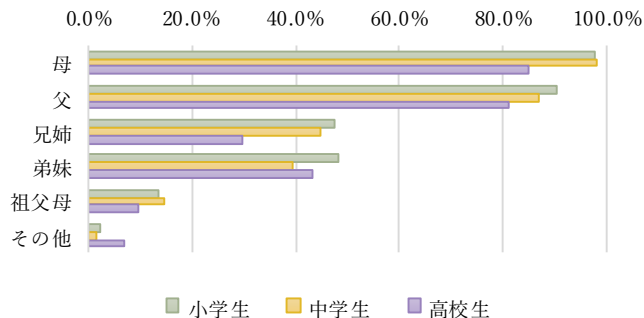
今後は、時代の変化に応じた効果的な子ども施策を検討していくため、同様の調査を継続的に実施し、世代ごとの意識や行動の変化を把握していくことが重要です。

問3. 現在、あなたが一緒に住んでいる人を教えてください。あてはまるものにもいくつか選んでください。

【全体】



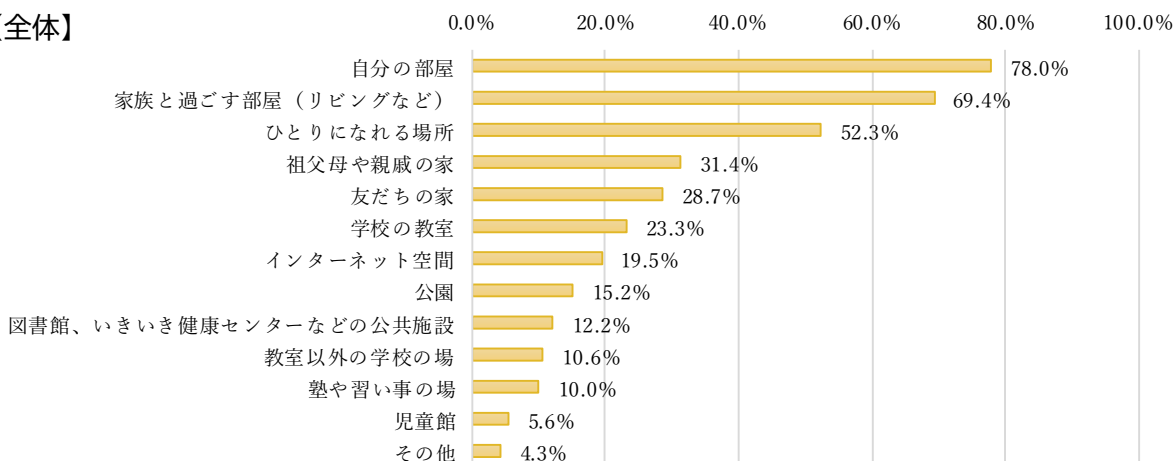
【所属別】



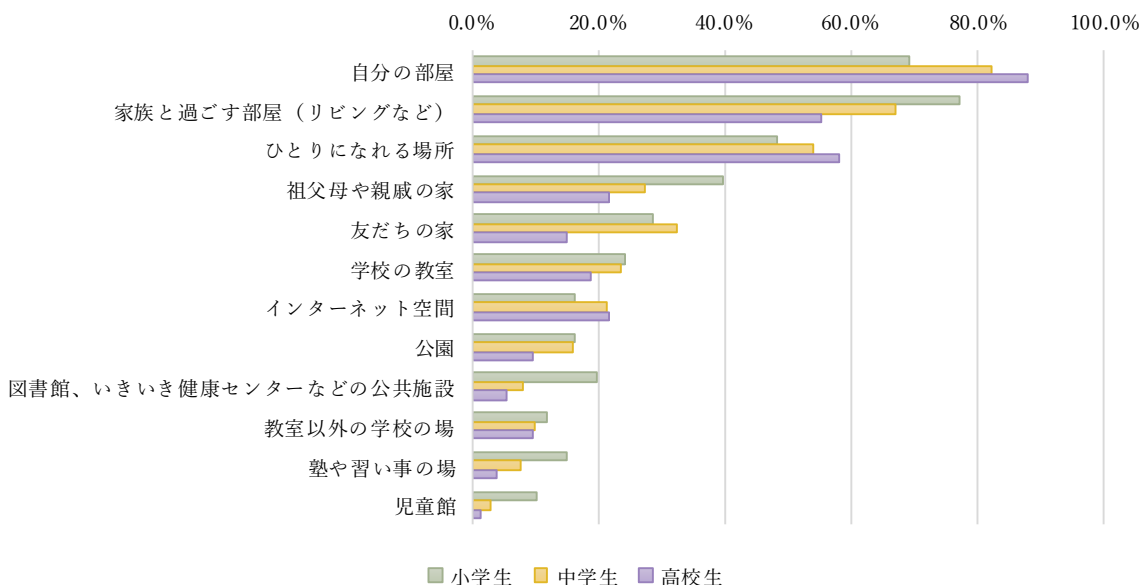
【分析・考察】小学生および中学生において、親以外の者のみと同居しているとの回答は見られませんでした。一方で、「その他」と回答した7件はいずれも高校生であり、親と同居していない状況が確認されました。高校生年代では、進学等を理由に一人暮らしや寮生活を開始するケースも見られることから、年代が上がるにつれて親との同居割合が低下する傾向があるものと考えられます。

問4. あなたが安心していられる場所はどこですか。あてはまるものにもいくつか選んでください。

【全体】



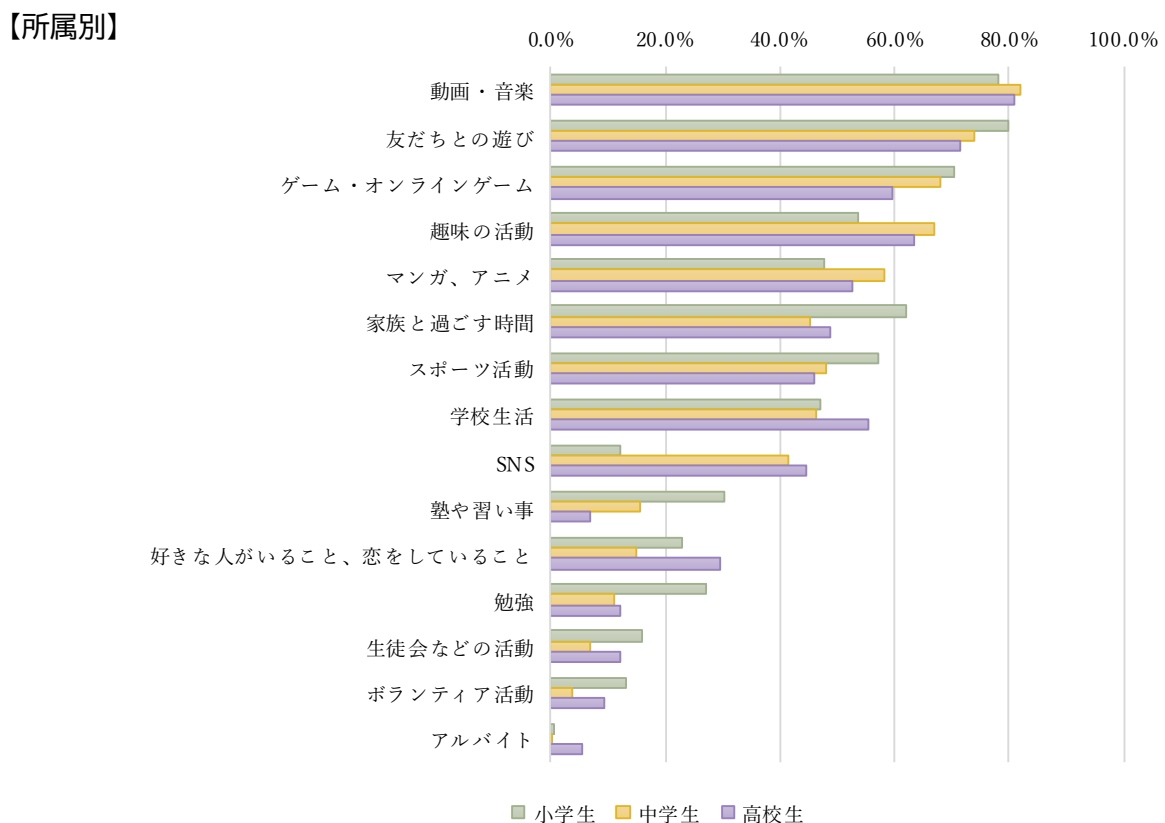
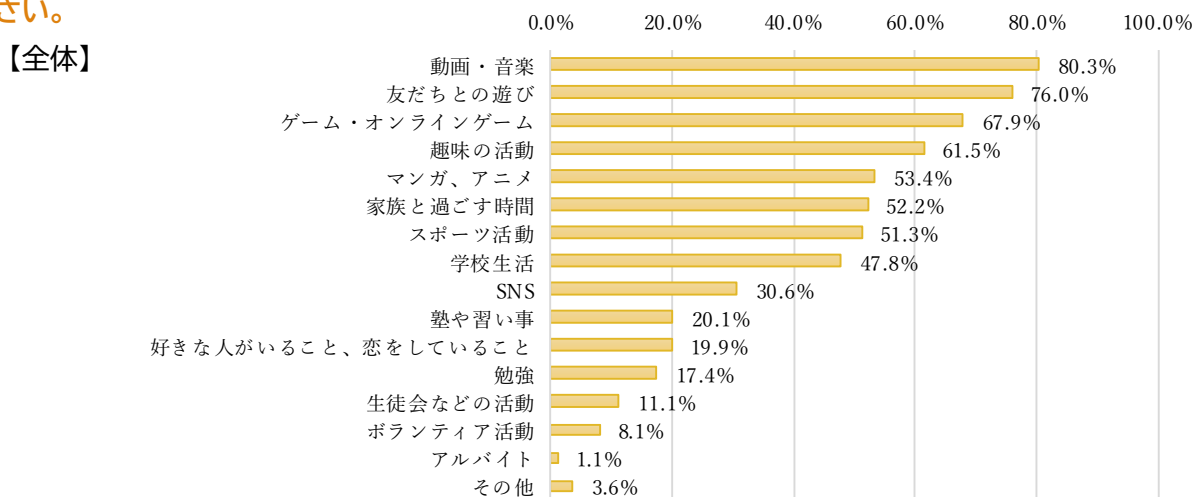
【年代別】



【分析・考察】「自分の部屋」(78.0%) および「家族と過ごす部屋」(69.4%) が上位を占めており、多くの子どもにとって自宅が主に安心して過ごせる場所となっていることが分かります。加えて、「インターネット空間」や「公園」等の公共施設の回答も一定数存在し、身近な居場所として機能している様子うかがえます。また、学年が上がるにつれて「自分の部屋」の割合が高まっており、成長に伴い、より個人的な空間に安心感を求める傾向が見られます。「その他」(4.3%、24件)の自由記述では、「お風呂」や「トイレ」など一人になれる空間を挙げる回答のほか、「仲の良い友だちという場所」など、人との関係性の中に安心感を見いだしている回答が見られました。一方で、「安心して過ごせる場所がない」や「分からない」といった回答も一定数見られ、家庭や学校以外に安心して過ごせる場所を見つけられていない子どもが存在することが示されています。

これらの結果から、物理的な居場所の整備にとどまらず、子どもが安心して自分らしく過ごせる関係性や環境を含めた環境の整備が求められていると考えられます。

問5. あなたが楽しいと感じていることは何ですか。あてはまるものにいくつでも☑をつけてください。

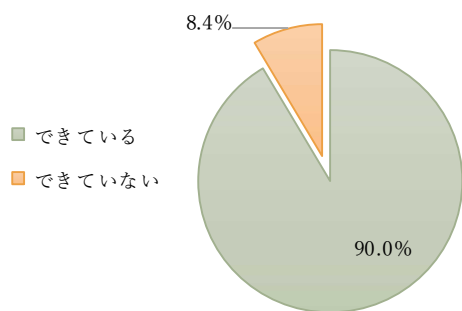


【分析・考察】「動画、音楽」(80.3%)、「友だちとの遊びや活動」(76.0%)、「ゲーム・オンラインゲーム」(67.9%)が上位を占めており、デジタルコンテンツや友人との交流が、子どもたちの日常における大きな楽しみとなっていることが分かります。「その他」(3.6%、20件)の自由記述では、「食べること」「睡眠」といった生活に密着したものから、「読書」「工作」などの個人的な趣味、「オタ活」「メイク・服」といった自己表現に関わる活動まで、幅広い回答が見られました。これらの結果から、子どもたちの興味や楽しみの形は一樣ではなく、多様な価値観や過ごし方が存在していることがうかがえます。また、選択肢にない内容を自由記述で補完する回答が見られたことは、子どもたちが自らの関心や楽しみを主体的に言葉で表現しようとしている姿の表れと捉えることができます。

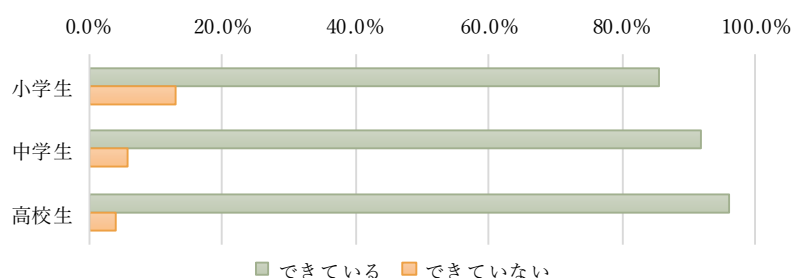
今後の施策においては、特定の活動に限定するのではなく、子ども一人ひとりの多様な関心や「楽しい」と感じる気持ちを尊重し、安心して過ごせる居場所や活動の在り方を検討していくことが重要であると考えられます。

問6. あなたは、自分のしたい活動（学習・スポーツ・遊びなど）に参加できていますか。

【全体】



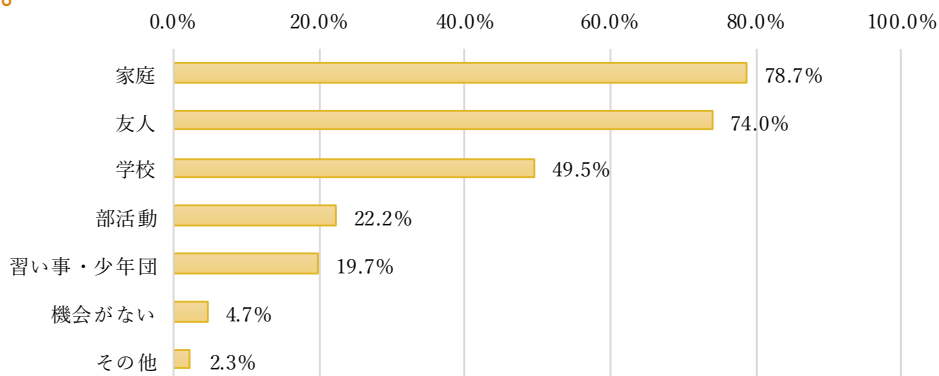
【所属別】



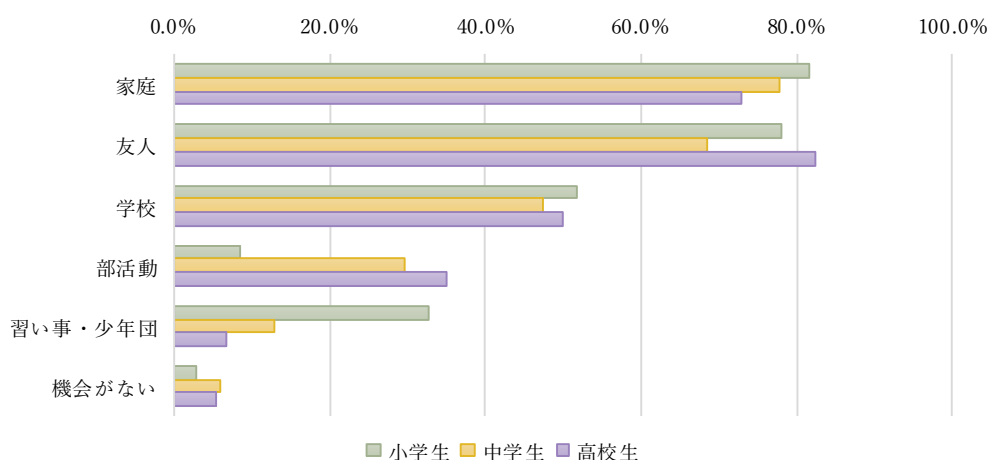
【分析・考察】全体としては、多くの子どもが「自分のしたい活動に参加できている」と回答している一方で、小学生では13.1%が「できていない」と回答しており、他の学年と比べて高い割合となっています。このことから、小学生の段階では、本人の意思だけでは活動への参加が難しく、家庭環境や送迎、経済的要因、時間的制約など、周囲の条件に影響を受けやすい状況があると考えられます。また、自分の「やりたいこと」を十分に言葉にできていない、あるいは選択肢自体を知らない可能性も考えられます。こうした結果は、子どもの年齢や発達段階に応じて、活動の情報提供や参加への支援、身近な大人による声かけや後押しが重要であることを示しています。特に小学生においては、安心して興味や希望を表明できる環境づくりとともに、参加のハードルを下げる工夫が求められると考えられます。

問7. あなたは、自分の考えや思いを伝える機会がありますか。あてはまるものいくつかでも☑してください。

【全体】



【所属別】



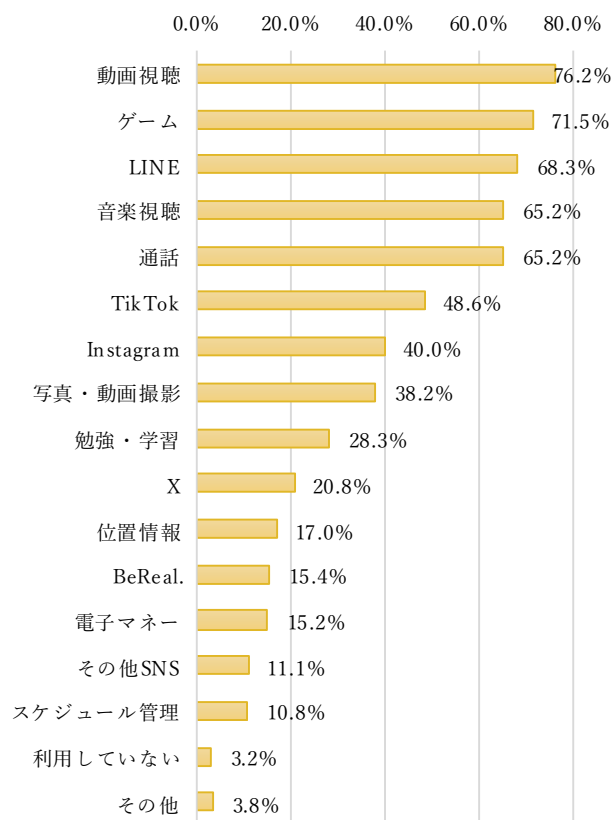
【分析・考察】子どもが自分の考えや思いを伝える相手として、「家庭」(78.7%)や「友人」(74.0%)が高い割合を占めており、子どもは日常的で身近な人間関係の中で意見を伝えていることが分かります。一方、「学校」は49.5%にとどまっており、家庭や友人と比べて、学校では意見を伝える機会や相手が限られている可能性があります。学年別に見ると、小学生では「家庭」が最も高く、中学生・高校生になるにつれて「友人」の割合が高くなっており、成長に伴い、意見を伝える相手が家庭中心から同世代へと移っていく様子が見られます。一方で、いずれの学年においても「機会がない」と回答した子どもが一定数おり、意見を伝えられる相手や場を持っていない子どもがいることも明らかになりました。また、「習い事・少年団」は19.7%と低い割合にとどまっており、指導者や集団内の上下関係により、子どもが意見を出しにくい、あるいは抑圧的と感じられる雰囲気がある可能性があります。

これらの結果から、子どもが意見を伝える相手は家庭や友人など身近な関係に偏っており、学校や地域といった公的な場では、十分な機会が確保されていない状況が見られます。また、意見を言える「場」があっても、子どもが安心して声を出せているとは限らないことが分かります。

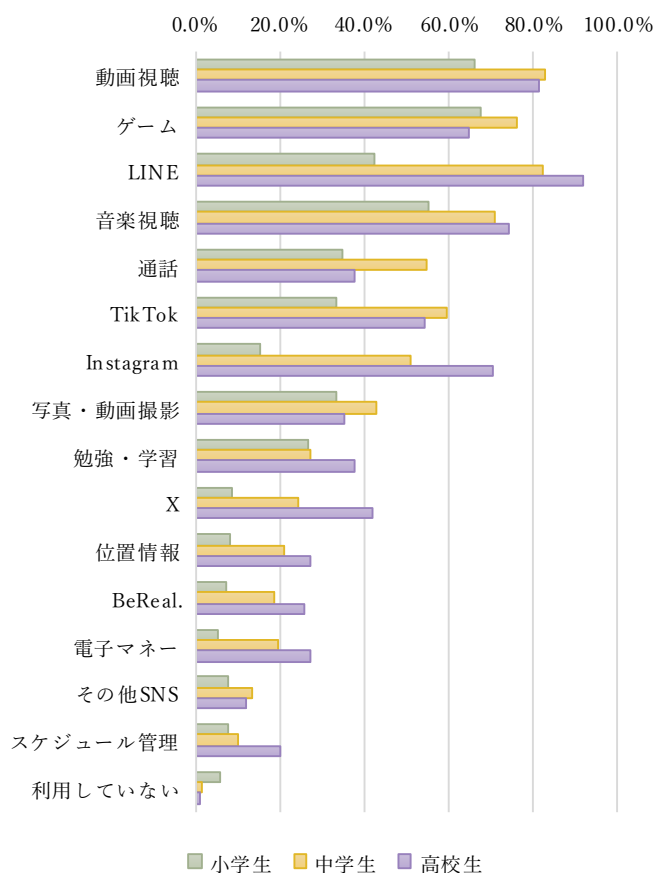
今後は、意見を言う機会を設けるだけでなく、否定されずに受け止められるという安心感を育てることや、出された意見がどのように扱われたのかを子どもに伝える仕組みを整えることが重要です。

問8. あなたがスマートフォンやタブレットなどで、よく利用するアプリや機能はどのようなものですか。あてはまるものにいくつでも☑をつけてください。

【全体】



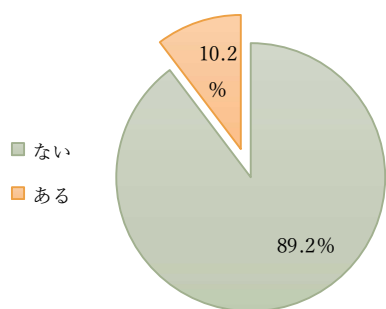
【所属別】



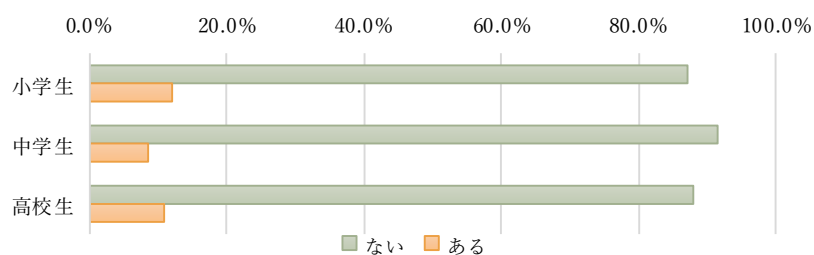
【分析・考察】「動画視聴」(76.2%)、「ゲーム」(71.5%)、「LINE」(68.3%)の利用率が高く、スマートフォンやタブレットは、子どもたちの日常生活において身近な存在となっています。学年が上がるにつれて、「LINE」などのコミュニケーションツールや「勉強・学習」に関する利用が増えており、スマートフォン等は、娯楽だけでなく、友人関係の維持や学習を支える手段としても使われています。一方で、利用が広がることでオンライン上でのやり取りも増え、意図せずトラブルに巻き込まれたり、困りごとが生じたりする可能性があります。そのため、次の設問では、子どもたちが実際にどのようなトラブルや困りごとを経験しているのかを把握するため、オンライン上のトラブルの有無や内容について尋ねました。

問9-1. あなたは、スマートフォンやタブレットを使用するにあたって、トラブルを経験したことがありますか。

【全体】



【所属別】



【分析・考察】スマートフォン等の利用に関するトラブルについて、全体では89.2%が「ない」と回答しており、多くの子どもはトラブルを経験していないことが分かりました。

一方で、10.2%の子どもが「ある」と回答しており、一定数の子どもがオンライン上のトラブルに直面している状況も見られます。スマートフォン等は、学習や友人とのコミュニケーションなど、子どもたちの生活に欠かせないものとなっている一方で、利用が広がることで、オンライン上の交流を通じたトラブルが生じる場合もあります。特に小学生では、他の学年と比べて「トラブルがある」と回答した割合がやや高く、スマートフォンの使い始めの段階で、使い方や注意点が十分に伝わらないまま利用している可能性があると考えられます。このことから、子どもが安全にスマートフォン等を利用できるよう、利用初期の段階から分かりやすい情報提供を行うとともに、トラブルにあったときに相談できる先を継続して伝えていくことが必要です。また、トラブルへの対応にあたっては、一方的な禁止や過度な利用制限だけではなく、子ども自身がデジタル空間の特性やリスクを理解し、困ったときに相談できる関係性や環境を整えることが重要です。インターネットやSNSは、子どもにとって意見や悩みを伝えたり、人とつながったりする場でもあることを踏まえ、対話を大切にした取組が求められます。

問9-2. トラブルを経験した方は、具体的に教えてください（問9-1. で「ある」と答えた方にお聞きしています）

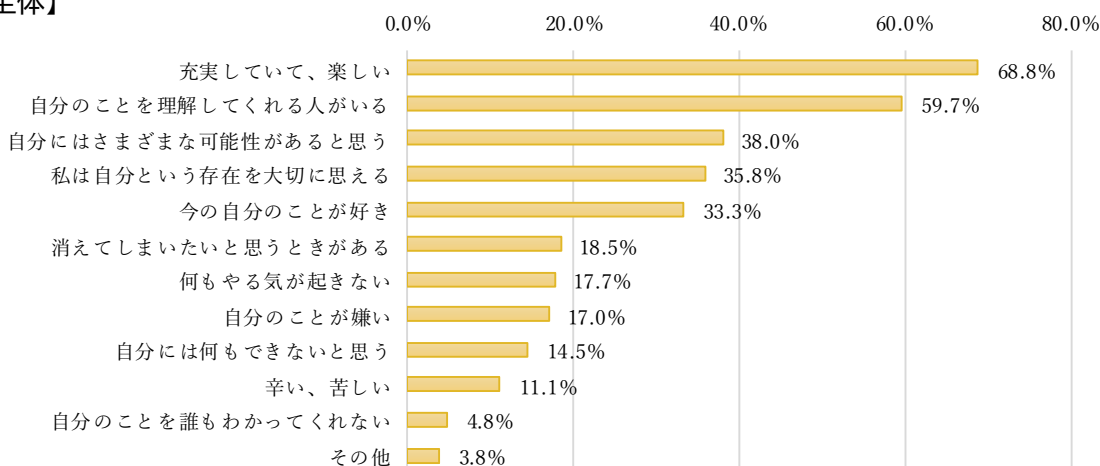
◆任意で記載していただいたトラブルの内容を、主に以下の4つのカテゴリーに分類しました。

- (1) 人間関係・コミュニケーションに関するトラブル：「友人との口論になった」「友だちに勝手に友だち登録された」「LINEの言葉でトラブルになった」「誹謗中傷を書かれた」
- (2) プライバシー・肖像権に関するトラブル：「勝手に写真を投稿された」「投稿していないのに、勝手に投稿したことになった」「言葉を切り取られネットにあげられた」
- (3) アカウント・金銭に関するトラブル：「ゲームアプリをインストールしたら〇〇のパクリになった」「数千円必要で他にもいろいろな有料アプリをダウンロードしてしまって親にめっちゃ怒られた」「チャットで悪口を書いた」
- (4) その他技術的な問題：「充電ができなくなった」「タブレットが壊れてデータが消えた」「ウイルスに感染した」といった、端末の不具合やデータ損失等

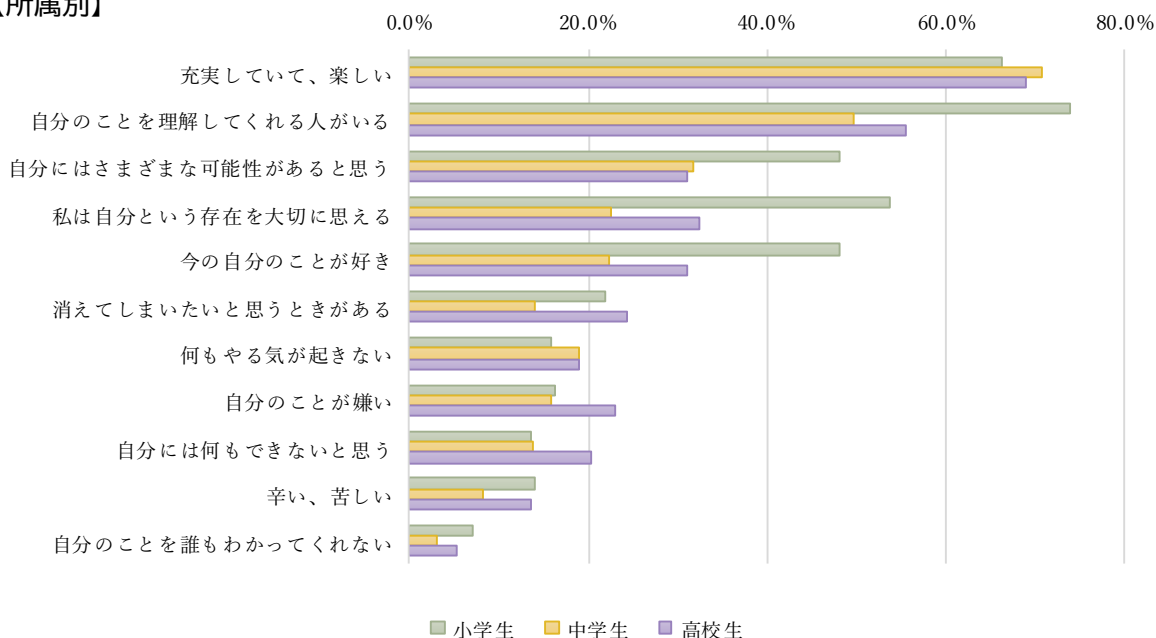
【分析・考察】問9-1において「トラブルはない」と回答した子どもが大多数を占める一方で、自由記述欄には、さまざまな内容のトラブルが寄せられました。その内容は、友人とのやり取りに関わる人間関係のトラブルだけでなく、写真や発言の無断掲載などのプライバシーや権利に関わるもの、アプリの利用に伴う金銭的な問題、さらに端末の不具合やデータの消失といった技術的な問題まで、幅広いものとなっています。これらの結果から、子どもが直面しているデジタル上の課題は、「いじめ」や「誹謗中傷」といった一つの問題に限られず、日常生活や人間関係、権利意識と深く関わる複合的なものであることが分かりました。このことを踏まえると、トラブルを未然に防ぐための知識や判断力を育てる取組に加え、トラブルにあったときに安心して相談でき、適切な支援につながる環境を整えることが重要です。また、子どもたちの声に丁寧に耳を傾けることで、一方的な禁止や利用制限に頼るのではなく、子ども自身がデジタル社会の中で安全に、主体的に行動できるよう支える取組が必要であることが明らかになりました。

問 10. あなたは、自分自身のことについて、どのように思いますか。あてはまるものにいくつでも☑をつけてください。

【全体】



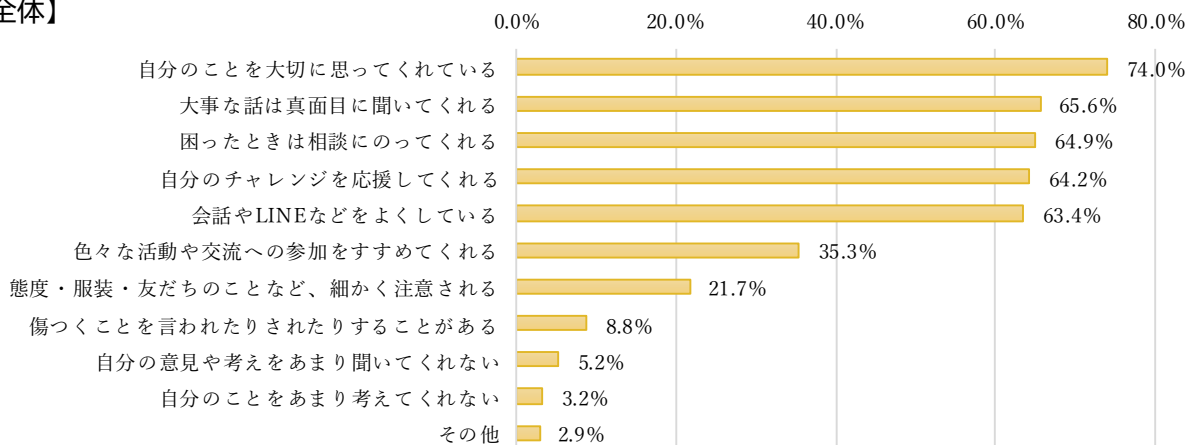
【所属別】



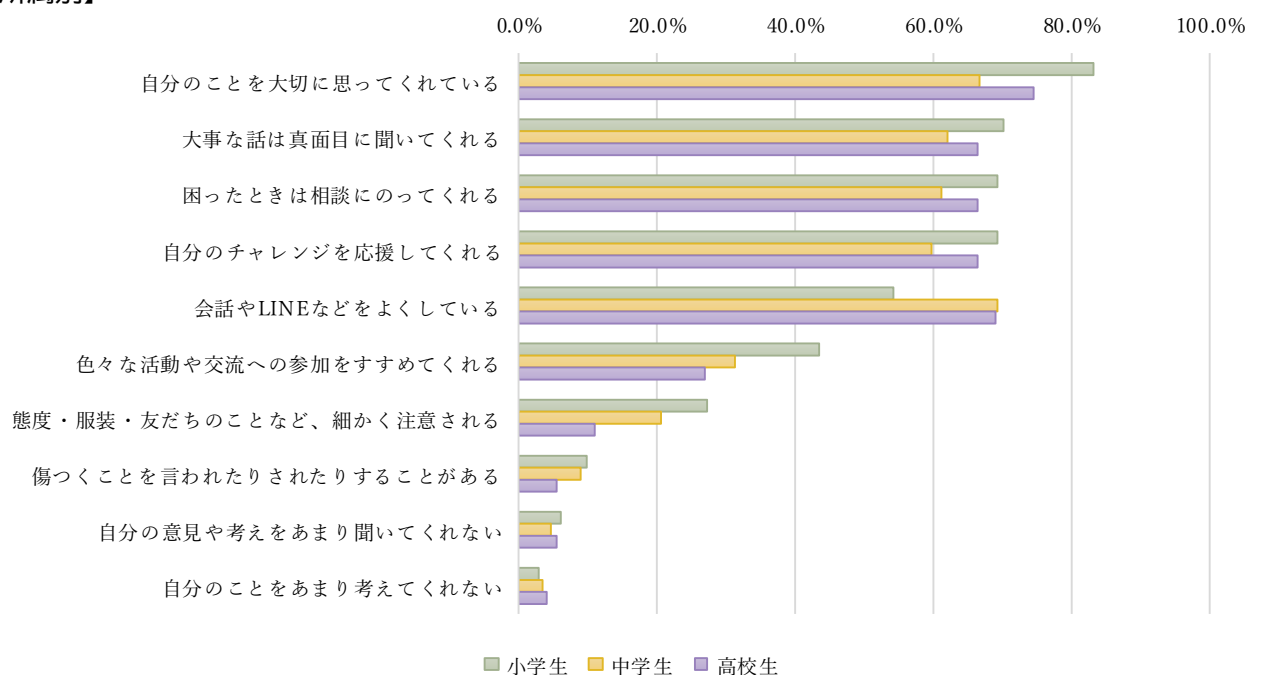
【分析・考察】「充実していて、楽しい」と回答した子どもが68.8%と多く、多くの子どもが日常生活を前向きに受け止めていることが分かりました。一方で、「自分のことが嫌い」(17.0%)、「消えてしまいたいと思うときがある」(18.5%)と回答した子どもも一定数存在しており、子どもたちの内面にはさまざまな思いや揺れがあることも明らかになりました。また、「その他」の自由記述(21件)には、「本当の自分がわからない」「死にたい」といった、強い自己否定や深刻な悩みを抱えていることが分かる声も見られました。これらの結果から、表面的には生活への満足感が高い場合であっても、内面では不安や孤立感、自己肯定感の低下を抱えている子どもがいることが分かりました。匿名で回答できるアンケートという特性を踏まえると、これらの声は、日常の中では表に出にくい子どもからの重要なサインであり、早い段階での気づきや、安心して思いを伝えられる環境づくり、必要な支援につながる体制の重要性を示しています。

問 11. 保護者の方のあなたへの関わりについてどのように感じていますか。あてはまるものについで☑をつけてください。

【全体】



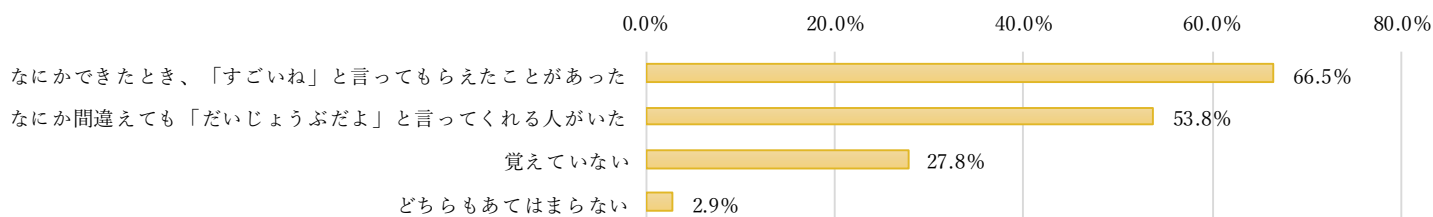
【所属別】



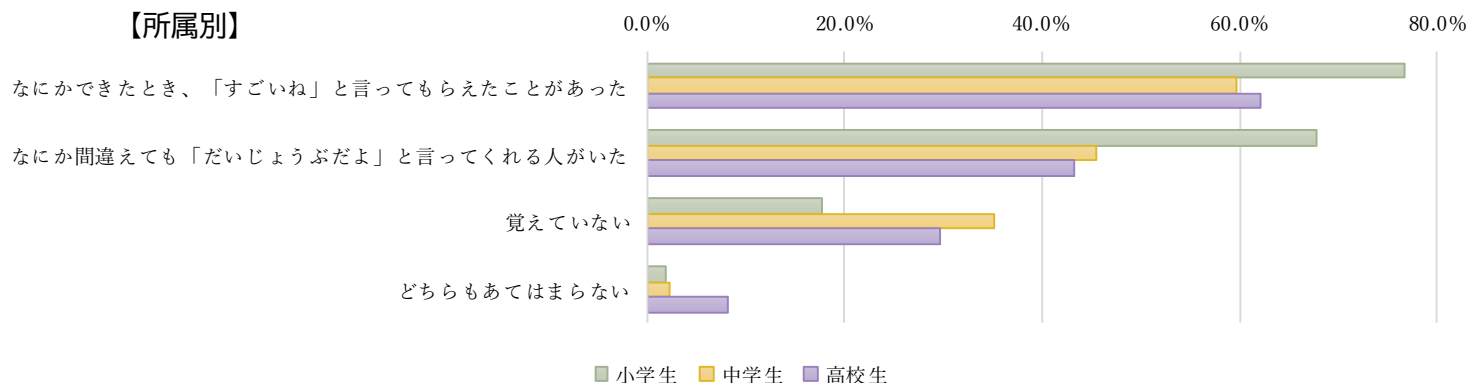
【分析・考察】全体として、保護者との関わりについて「話を聞いてくれる」「大切にされている」といった肯定的な回答が6~7割を占めており、多くの子どもが保護者との関係を前向きに受け止めていることが分かりました。一方で、「自分の意見や考えをあまり聞いてくれない」など、関係に悩みを感じていることが分かる回答も一定数見られました。また、「その他」の自由記述（16件）には、「厳しい」「過保護だと感じる」「たまに傷つくことがあるだけ」といった声があり、一見良好に見える関係の中にも、子どもなりの戸惑いや違和感があることが分かりました。これらの結果から、保護者との関係は一様ではなく、肯定的に感じている子どもの中にも、言葉にしにくい思いや不安を抱えている場合があることが明らかになりました。そのため、子どもが小さな違和感や困りごとを安心して話せる環境づくりや、家庭以外にも気持ちを受け止めてもらえる大人や相談先につながる仕組みを整えることが重要です。

問 12. 幼少期（保育園・幼稚園・小学校低学年）のころを思い出したときに、あてはまるものにくつでも☑をつけてください

【全体】



【所属別】



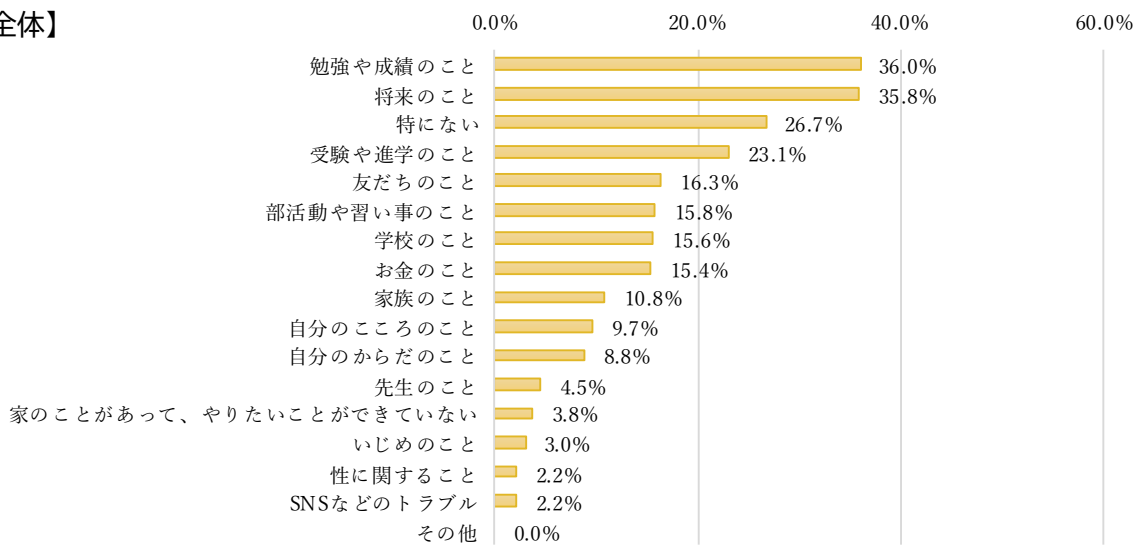
【分析・考察】全体では、「なにかできたとき『すごいね』と言ってもらえたことがあった」と回答した子どもが66.5%、「なにか間違えても『だいじょうぶだよ』と言ってくれる人がいた」と回答した子どもが53.8%となっており、多くの子どもが幼少期に肯定的な声かけを受けていたことが分かりました。学年別に見ると、これらの割合は小学生が最も高く、中学生・高校生になるにつれて低下する傾向が見られました。

幼少期に「すごいね」「大丈夫」といった肯定的な言葉をかけてもらった経験は、子どもが自分を前向きに受け止め、保護者を信頼できる存在として感じる土台となります。一方で、すべての子どもがそのような経験をしているわけではありません。問11では、「自分の考えや意見をあまり聞いてくれない」と回答した子どもが5.2%、「傷つくことを言われたり、されたりすることがある」と回答した子どもが8.8%いました。また、本問において「覚えていない」と回答した子どもが約3割を占めており、幼少期の関わりが、子どもにとって強く印象に残る形ではなかった可能性も考えられます。

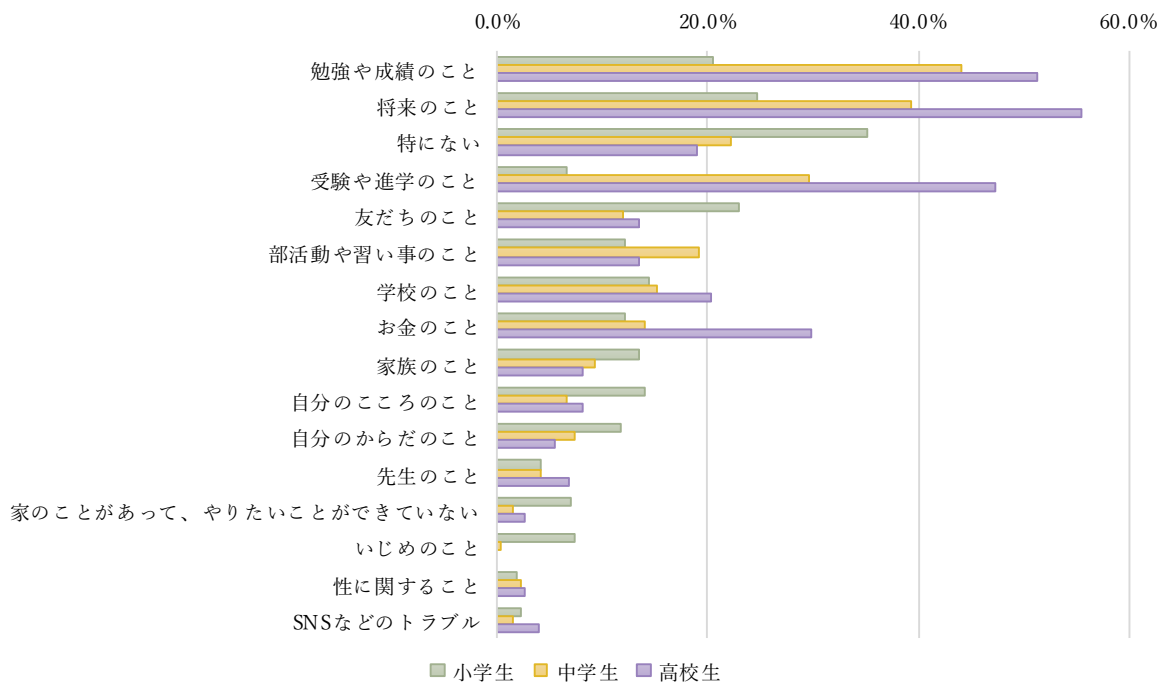
これらの結果から、子どもが健やかに成長するためには、幼少期からの肯定的な関わりを大切にするとともに、十分な支えを得られていない子どもや、気持ちを言葉にしにくい子どもが孤立しないよう、家庭以外も含めた見守りと支援の体制を整えることが重要です。

問 13. あなたが悩んだり困っていることは何ですか。あてはまるものにいくつでも☑をつけてください。

【全体】



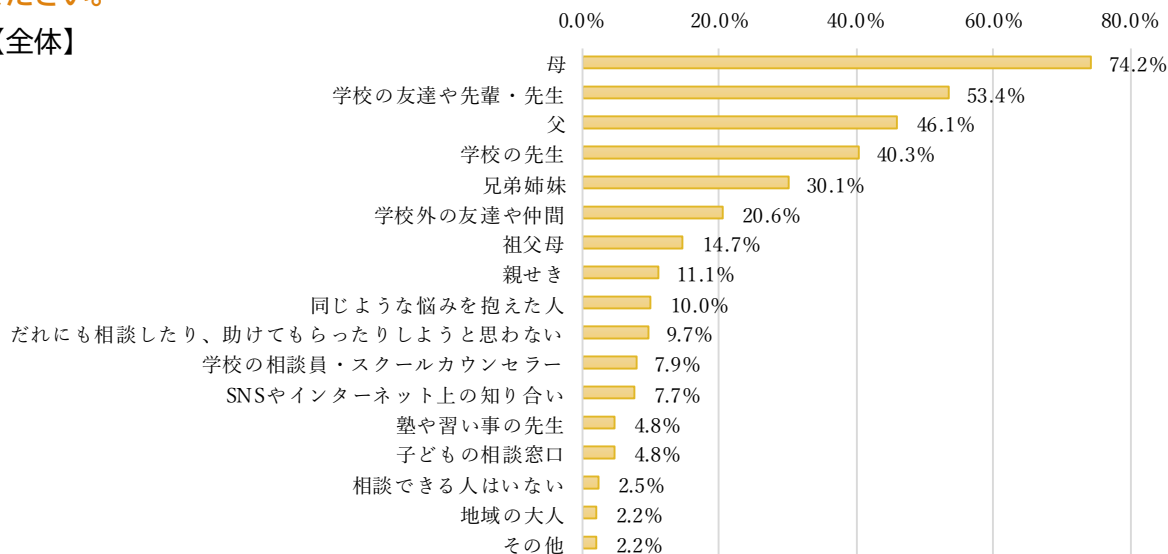
【所属別】



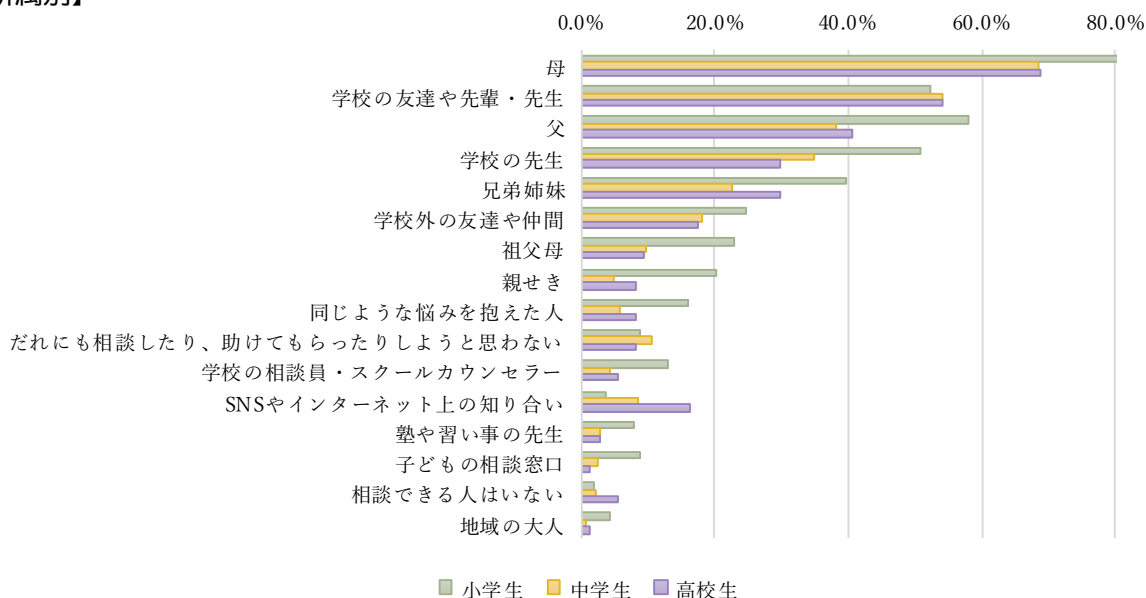
【分析・考察】「勉強や成績のこと」(36.0%)と「将来のこと」(35.8%)が、全体として多くを占める悩みとなっています。所属別に見ると、小学生では「友だちのこと」が比較的多く、中学生・高校生になるにつれて、学業や進路に関する悩みの割合が高まっており、成長段階に応じて、悩みの内容が変化していく様子が分かりました。また、「その他」(12件)の自由記述には、選択肢では捉えきれない個別の悩みや困りごとが記載されており、子どもが抱える課題の中には、数値としては表れにくいものがあることが分かりました。これらの結果から、子どもの悩みへの対応にあたっては、学業や進路といった一般的な課題への支援に加え、一人ひとりの状況に応じた相談や支援につながる体制を整えていくことが重要です。

問 14. あなたは、悩みごとをだれに相談しますか。当てはまるものにいくつでもチェックを付けてください。

【全体】



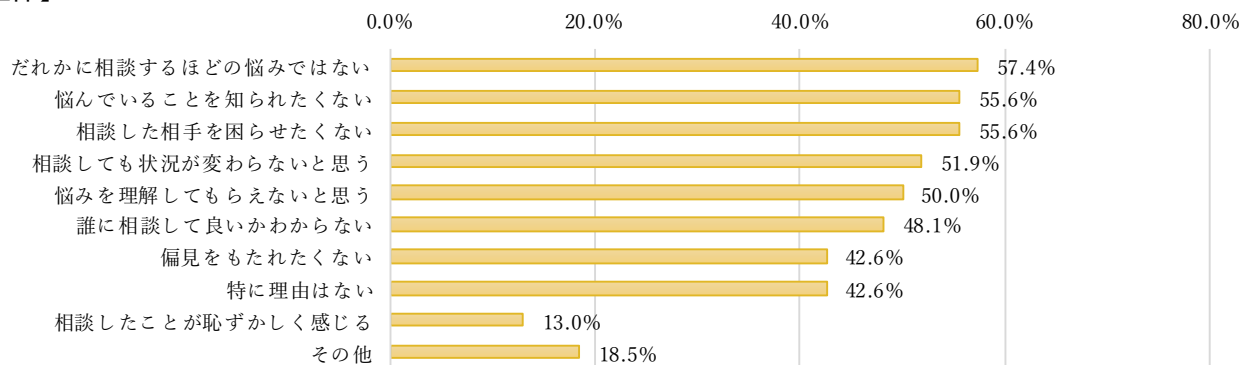
【所属別】



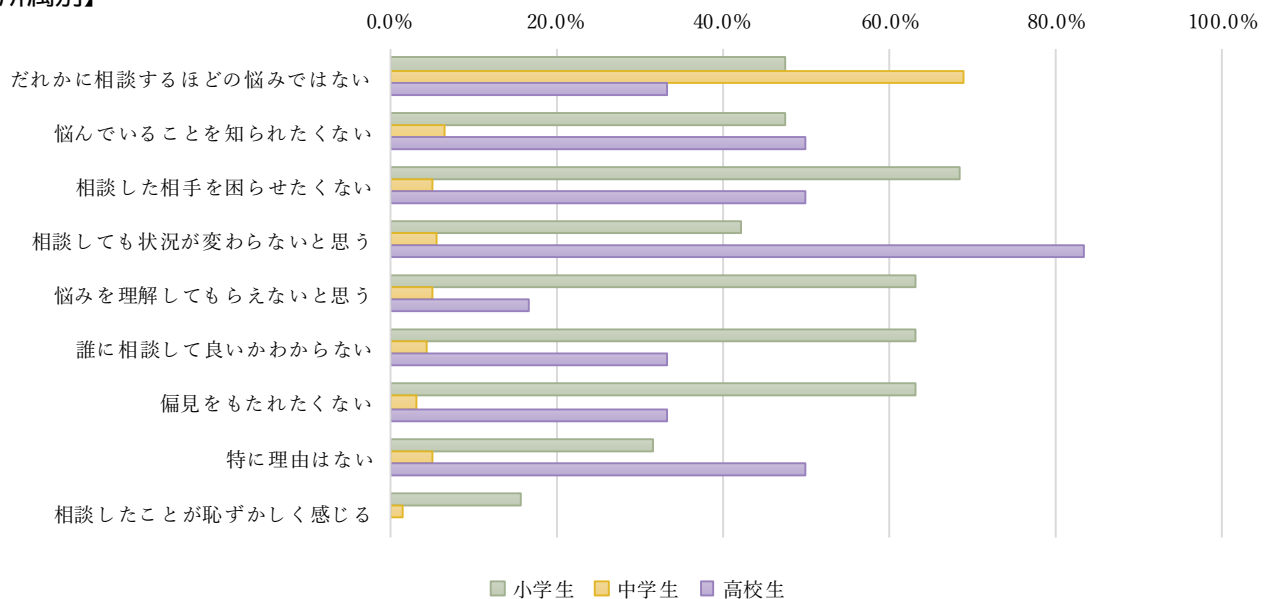
【分析・考察】悩みごとの相談相手としては、「母」が74.2%と最も高く、次いで「学校の友達や先輩・先生」が53.4%となっており、家庭や学校といった身近な関係が、子どもたちにとって主な相談先となっていることが分かりました。一方で、「その他」と回答した子どもは2.2%（12件）おり、自由記述には、「AI」「人形」「自分」といった人以外の存在のほか、「看護師」「警察」などの専門職が挙げられていました。これらの回答から、身近な大人や友人には相談しにくいと感じている子どもが一定数いること、また、対面での相談に限らず、自分なりの方法で気持ちを整理しようとしている子どもがいることが分かりました。特に、人以外の存在を相談相手として挙げた回答からは、顔を合わせずに安心して気持ちを出せる場を求めている子どもがいることが読み取れます。こうした結果を踏まえ、子どもが「誰かに相談してもよい」と感じられる関係づくりを進めるとともに、対面・非対面の両方において、多様な相談先や相談方法について、分かりやすく伝えていくことが重要です。

問 15. あなたが、相談しようと思わない理由について、あてはまるものに☑をつけてください。問 14 で「だれにも相談したり、助けてもらったりしようと思わない」と答えた方にお聞きします。

【全体】



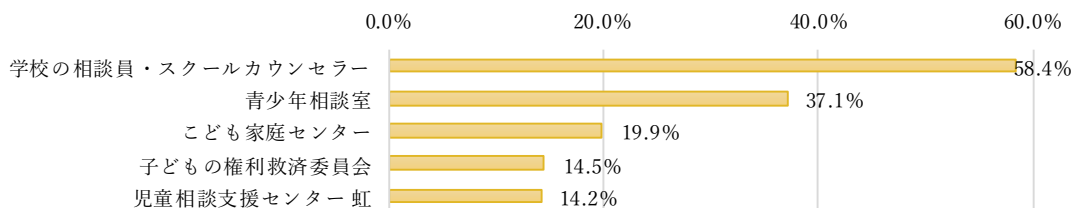
【所属別】



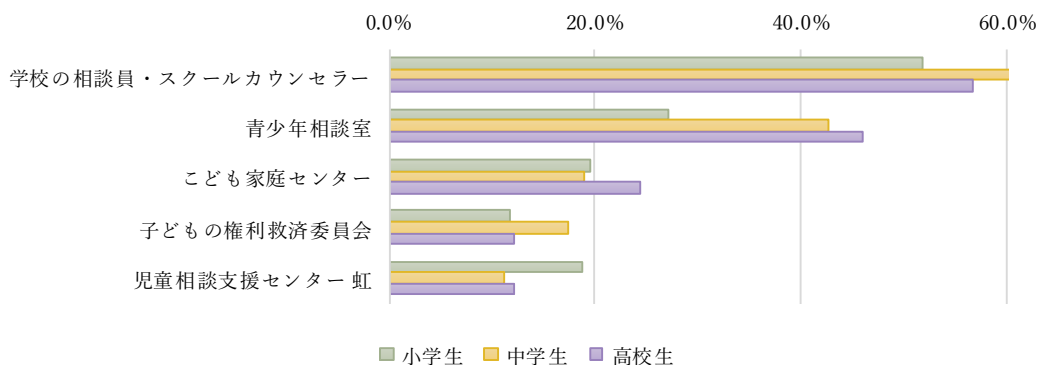
【分析・考察】相談しようと思わない理由としては、相談すること自体に心理的な負担や遠慮を感じている子どもがいることが分かりました。また、「その他」の回答（10件）には、「自分で解決する」「どうなったっていい」といった意見が見られ、悩みを抱えながらも周囲に助けを求めず、ひとりで抱え込もうとする姿や、状況に対する諦めの感情がうかがえました。これらの結果から、子どもたちの中には、相談先の有無以前に、「相談する」という行為そのものを選択肢として捉えにくい状況にある子どもがいることが示されています。子どもが安心して相談できるようにするためには、相談先の存在を周知するだけでなく、「相談することは迷惑ではない」「困ったときに頼ってよい」というメッセージを、日常的な関わりの中で繰り返し伝えていくことが重要です。あわせて、子どもたちの声や感じ方を否定せず受け止める姿勢を、家庭・学校・地域全体で共有していく必要があります。

問 16. 次の相談機関のうち、あなたが知っているところや利用したことのあるところがありますか。あてはまるものにいくつでも☑をつけてください。

【全体】



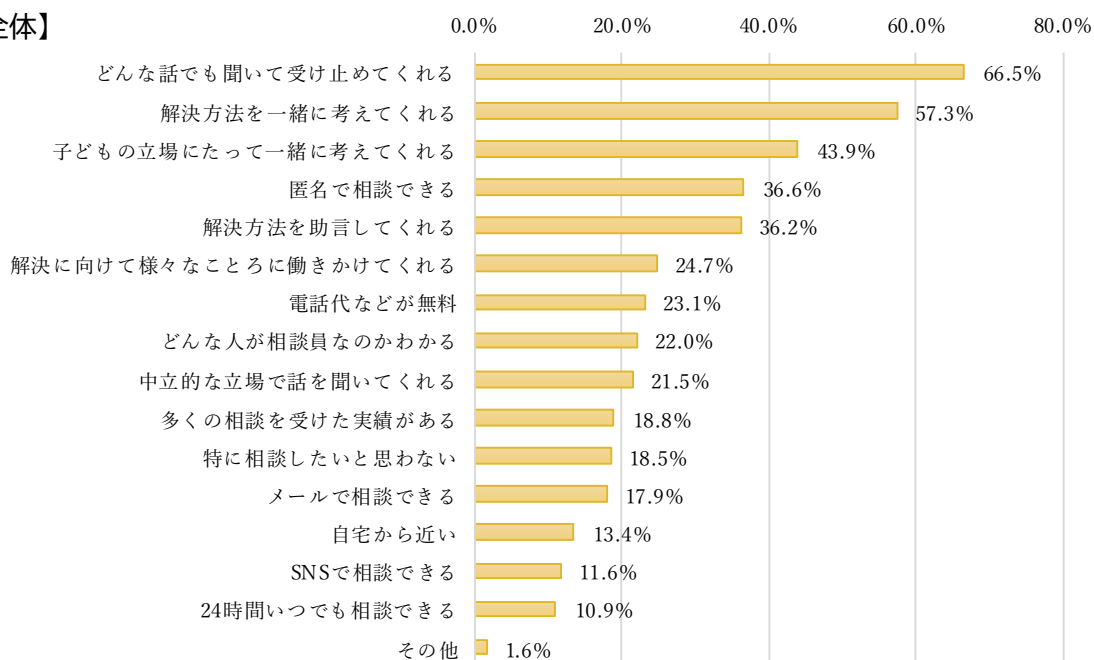
【所属別】



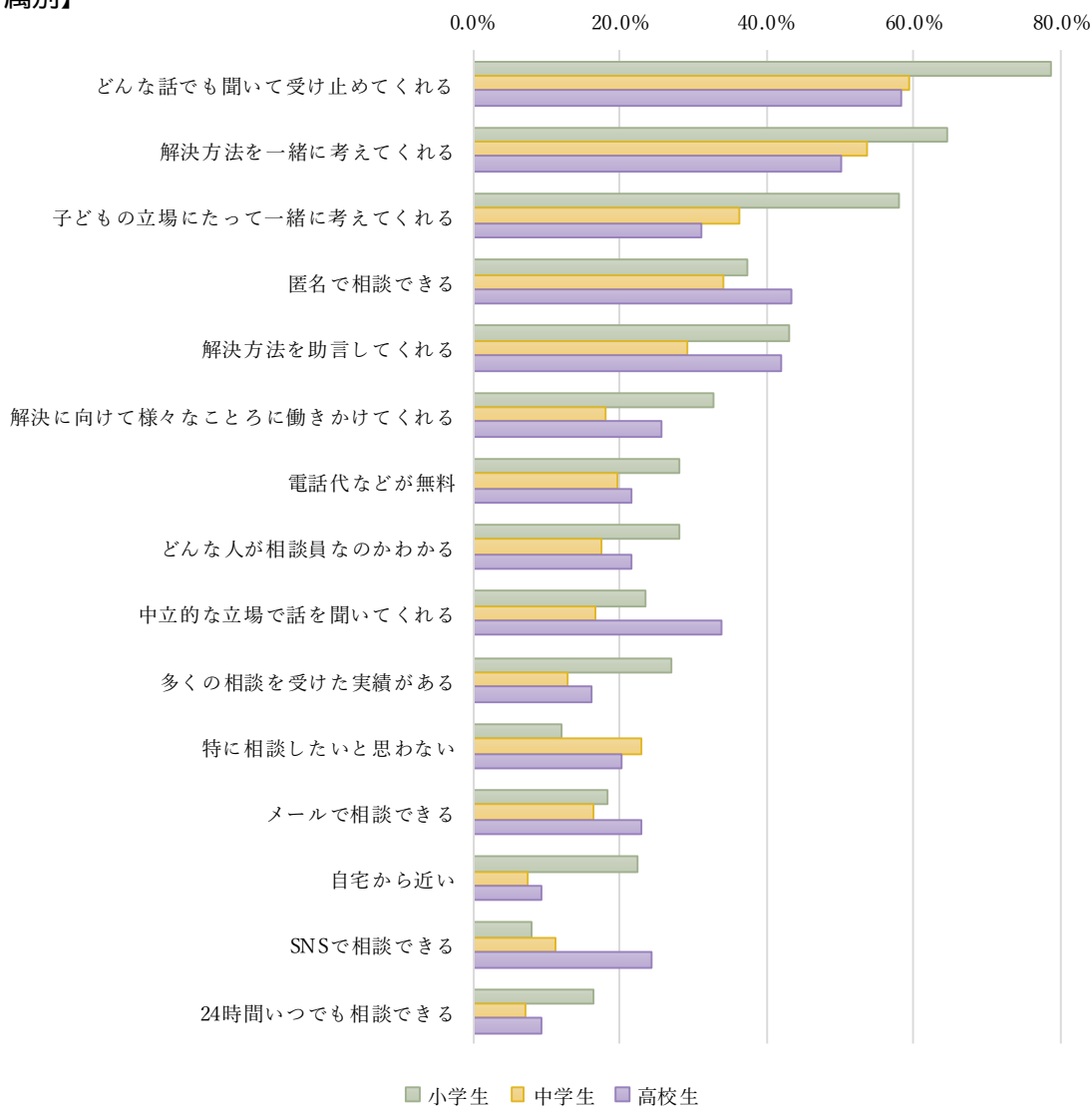
【分析・考察】回答者が「知っている」と答えた相談機関は、「学校の相談員・スクールカウンセラー」が58.4%と最も多く、子どもたちにとって学校が最も身近で、相談先としてイメージされやすい存在であることがわかります。一方で、より専門的な支援を担う「こども家庭センター」や「青少年相談室」、「児童相談支援センター虹」といった機関については、学校と比べて認知度が低い結果となりました。問15において「だれに相談すれば良いかわからない」と回答した子どもが一定数存在することを踏まえると、専門機関の存在や役割が十分に伝わっていないことに加え、どのような悩みをどこに相談すればよいのかが具体的にイメージできていない可能性が考えられます。このことは、相談先が存在していても、子どもにとって「実際に使える選択肢」として認識されていない状況を示唆しています。子どもたちが安心して相談できる体制を整えるためには、学校を相談の入り口として位置づけつつ、悩みの内容や状況に応じて適切な専門機関につなぐ「相談の動線」をわかりやすく示していくことが重要です。そのためにも、各相談機関の役割や特徴、どのようなときに利用できるのかを、子どもにも理解しやすい形で周知していく取組が求められます。

問 17. あなたは、どのようなところであれば、相談してみようと思いますか。あてはまるものはいくつでも☑をつけてください。

【全体】



【所属別】

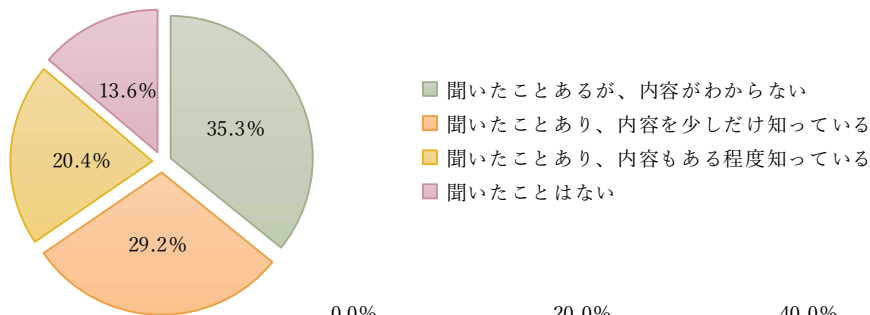


【分析・考察】「どんな話でも聞いて受け止めてくれる」(66.5%)、「解決方法を一緒に考えてくれる」(57.3%)といった回答が上位を占めており、子どもたちは単に話を聞いてもらうだけでなく、自分の気持ちを否定されずに受け止められ、課題解決に向けて一緒に考えてくれることを相談先に求めていることがわかります。また、「その他」の回答1.6%(9件)には、「共感してくれる」「優しい」「励ましてくれる」といった意見が挙げられており、相談においては助言や解決策だけでなく、感情面での支えや安心感が重要であることも示されています。さらに、「女性」という回答が見られたことから、相談相手の性別が安心感や話しやすさに影響する子どもがいることもうかがえます。これらの結果から、子どもが「相談してみよう」と思えるかどうかは、相談機関の名称や制度の有無だけでなく、実際に対応する大人の姿勢や関わり方が大きく影響していることが明らかになりました。

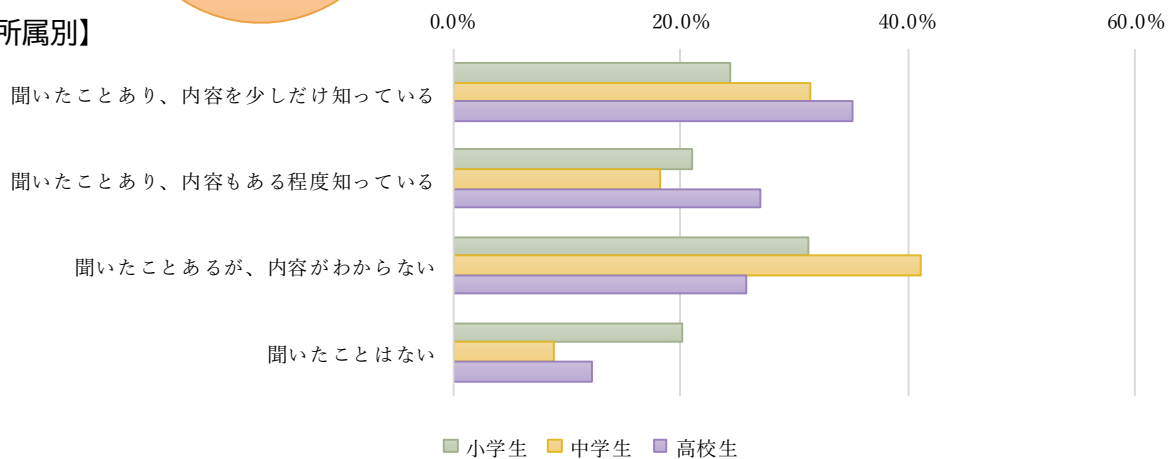
今後は、相談機関の周知にとどまらず、子どもの気持ちに寄り添い、否定せずに受け止め、共に考える姿勢を持った支援の在り方を広げていくことが重要であると考えられます。

問 18. あなたは、「子どもの権利」について聞いたことがありますか。また、内容についてどのくらい知っていますか。あてはまるものに一つだけ☑をつけてください。

【全体】



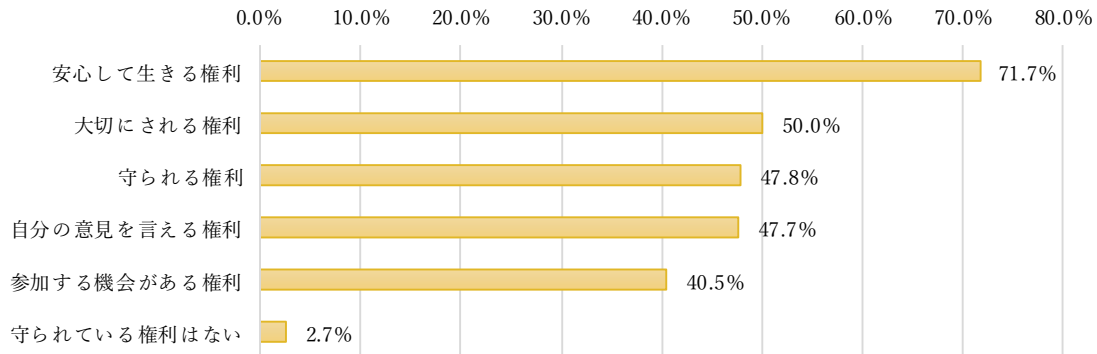
【所属別】



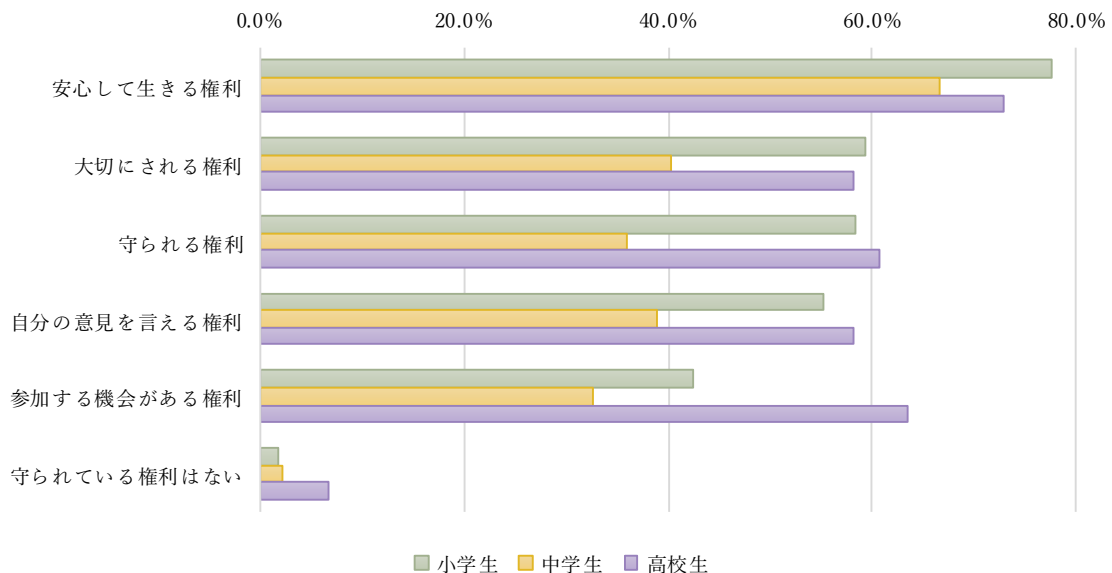
【分析・考察】「聞いたことはあるが、内容がわからない」と回答した子どもが35.3%と最も多く、「子どもの権利」という言葉自体は一定程度認知されているものの、その具体的な内容までは十分に理解されていない現状が明らかになりました。これは、子どもの権利が抽象的な概念として捉えられており、日常生活の中で「自分に関係のあるもの」として実感しにくい状況にあることを示していると考えられます。子どもが自らの権利を理解し、安心して相談や意見表明につなげていくためには、権利を単に「知識として教える」だけでなく、「困ったときに守られるもの」「自分が使ってよいもの」として実感できるような、年齢や生活場面に応じた伝え方が重要です。今後は、学校や居場所、相談の場など、子どもが日常的に関わる場面の中で、子どもの権利を身近な言葉や具体的な事例を通して伝えていく取組が求められます。

問 19. 土別市の「子どもの権利に関する条例」で定める子どもの権利の中で、あなたが、「守られている（保障されている）」と思う権利はどれですか。あてはまるものにいくつでも☑をつけてください。

【全体】



【所属別】



【分析・考察】「安心して生きる権利」が71.7%と最も高く、「生命や安全」に関わる権利については、多くの子どもが守られていると感じていることがわかります。一方で、学年が上がるにつれて「参加する機会がある権利」の割合が高まる傾向が見られ、成長とともに、自分の意見を伝えることや社会に関わる機会への意識が高まっていることがうかがえます。問 18 および問 19 の結果から、子どもの権利については、単に言葉として知っているかどうかだけでなく、「自分の生活の中で守られている」「実際に使えている」と感じられる権利の内容が、学年や発達段階によって異なることが明らかになりました。そのため、子どもの権利に関する取組においては、画一的な普及啓発ではなく、年齢や生活場面に応じて、子ども自身が権利を実感できるような伝え方や関わり方を工夫していくことが重要であると考えられます。

問 20. 自由意見

◆寄せられた自由意見は、子どもたちの多岐にわたる本音を映し出しています。これらの意見を内容ごとに整理し、以下のカテゴリーに分類して分析しました。

1. 相談・支援に関する意見

■相談窓口の要望

24時間対応や匿名で相談できる窓口を求める声が多く見られました。特に、SNS やメッセージツールを活用した相談手段を希望する意見が寄せられています。

■相談相手への要望

「共感してほしい」「優しく励ましてほしい」といった感情面での支えを求める声が見られました。また、「怒らないでほしい」「途中で話を切らずに最後まで聞いてほしい」など、相談を受ける大人の姿勢に対する具体的な要望も挙げられています。

2. 学校・教育に関する意見

■校則への不満

「校則が厳しすぎる」といった意見が複数見られました。

■学習に関する悩み

「勉強が苦手」「授業が退屈」といった、学習意欲の低下を感じさせる声のほか、「良い先生と出会いたい」といった教育環境への要望がありました。

■学校生活への不安

「先生や友だちと合わない」「学校に行きたくない」といった声も寄せられており、学校がすべての子どもにとって安心できる場所とはなっていない実態がうかがえます。

3. 自己肯定感・心理に関する意見

■自己肯定感に関する声

「自分のことがわからない」「自分が嫌い」といった、自己肯定感の低さを示す意見が多く見られました。

■深刻な心の状態を示す声

「死にたい」「消えてしまいたい」といった、強い不安や苦しさを抱えていることを示す声も寄せられています。

■将来への不安

「将来が不安」といった漠然とした声も多く、将来に対して希望を持ちにくい状況にある子どもが一定数存在することがうかがえます。

4. 家庭・社会環境に関する意見

■家庭環境に関する声

「親が怖い」「家に帰りたくない」「兄弟との関係がづらい」といった、家庭内でのストレスを感じていることがうかがえる意見が見られました。また、「親からの過度な干渉が嫌だ」といった声もありました。

■社会や環境への要望

「自由に外で遊びたい」「スマートフォンを使いたい」など、子ども自身が選択できる環境を求める声が寄せられています。

■安全に関わる深刻な意見

一部には、子どもの安全に関わる極めて深刻な内容を含む意見も見られました。これらの声は、子どもの安全確保や早期の気づき、適切な支援につなげる体制の重要性を改めて示すものと受け止めています。

【分析・考察】

自由意見からは、アンケートの選択肢だけでは捉えきれない、子どもたち一人ひとりの多様な悩みや要望が明らかになりました。特に、心のケアや相談体制の在り方、学校や家庭における人との関係、そして安全に関わる課題が浮かび上がっています。これらの声からは、子どもたちが必ずしも身近な大人や支援につながっていない状況や、安心して気持ちを伝えられる場を求めている実態が見えてきます。

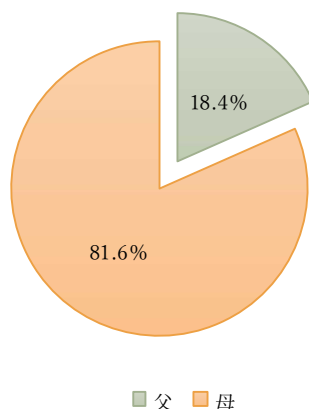
今後は、子どもが不安や悩みを抱えたときに、安心して「気づく」「つながる」「使う」ことができる環境づくりを進めるとともに、声を上げにくい子どもを取り残さない支援体制の構築が重要であると考えます。

3. 保護者アンケート結果

問1. 回答者について教えてください

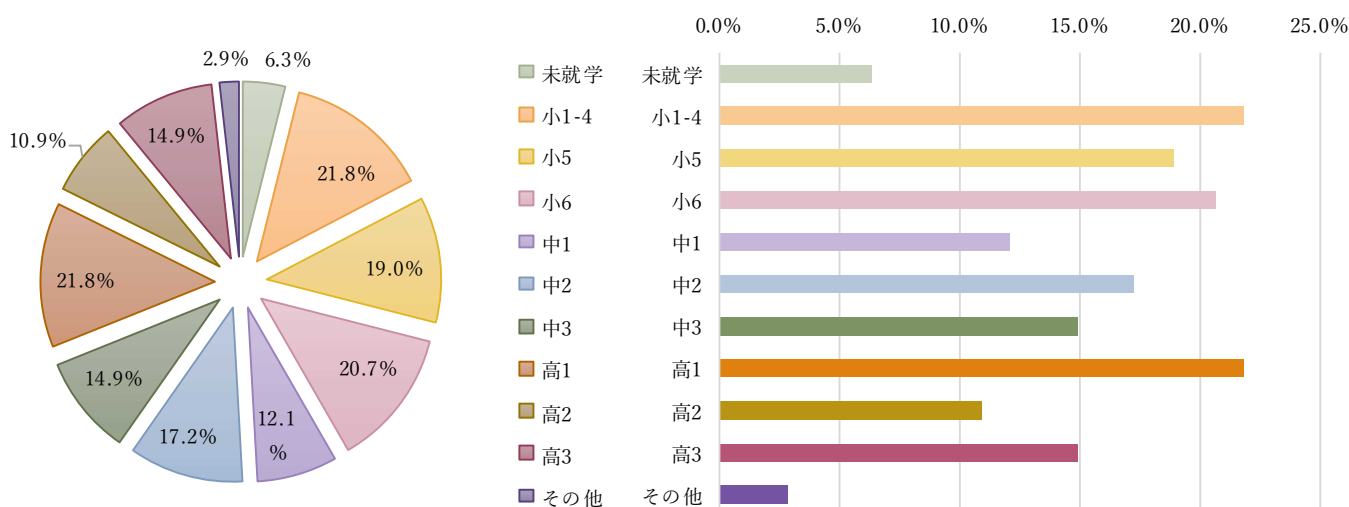
◆今回の保護者アンケートでは、回答者の多くが母親であったことから、結果には主に母親の視点や、日頃の子どもとの関わりの中での受け止めが反映されました。そのため、本結果は、子どもを支える立場としての保護者の意識や感じ方を把握するための重要な資料となっています。

今後の課題整理や施策の検討にあたっては、子ども本人のアンケート結果と照らし合わせながら、共通する点や相違点に着目し、子どもと保護者の双方の視点を踏まえて多面的に捉えていくことが重要であると考えます。

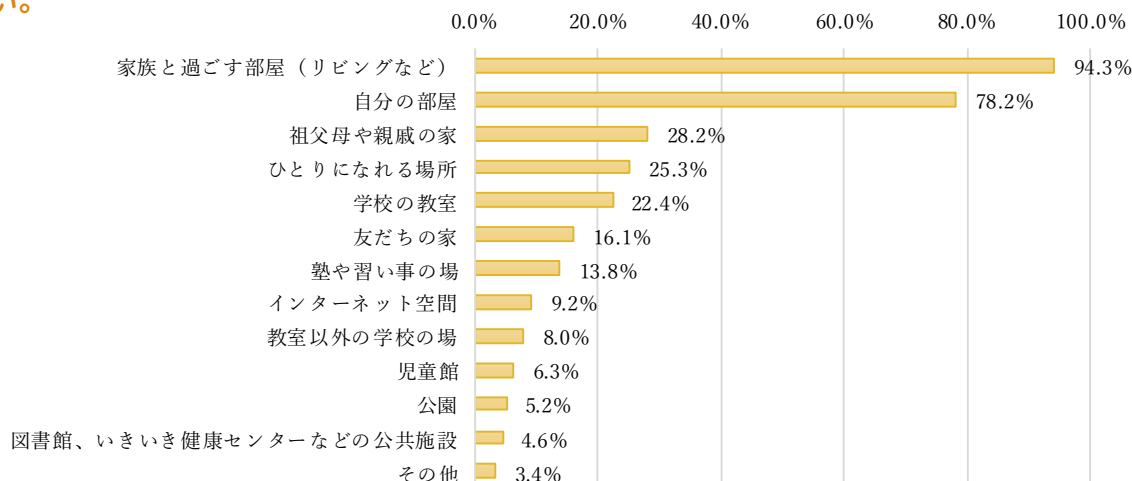


問2. お子さんの学年を教えてください。お子さん全員にあてはまる場所に☑をつけてください

◆「お子さん全員」にあてはまる学年を複数選べる形式としているため、1人の保護者が複数の学年に回答している場合があります。このため、結果は回答数の合計ではなく、「どの学年の子どもを育てている保護者が多かったか」という分布として見る必要があります。今回のアンケートでは、小学校低・中学年と高校1年生の子どもを持つ保護者からの回答が多く見られました。そのため、これらの年齢の子どもに関わる子育ての考え方や悩みが、結果に比較的多く表れていると考えられます。子どもの権利への感じ方や家庭での関わり方は、成長段階によって変わるものです。今後の分析や取組を考える際には、学年ごとの回答の偏りがあることを意識しながら読み取っていくことが大切です。

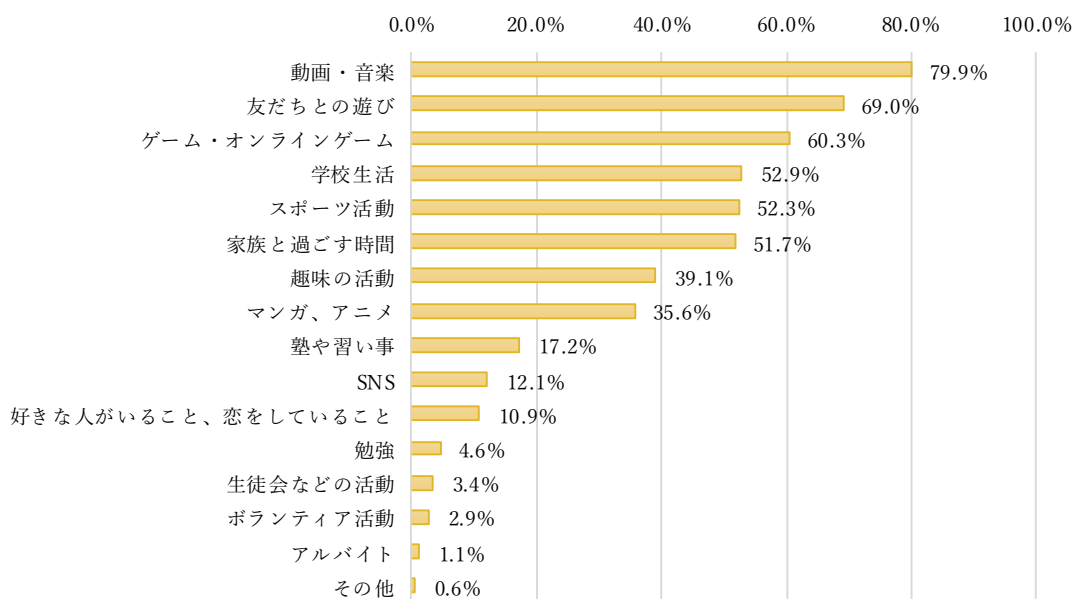


問3. お子さんが安心していただける場所はどこですか。あてはまるものにもいくつかも☑をつけてください。



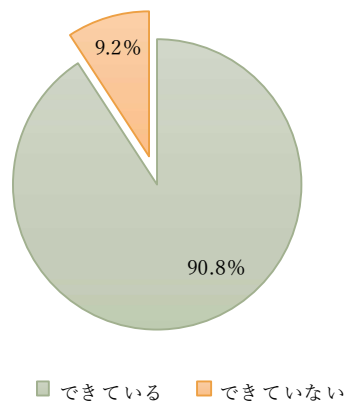
【分析・考察】9割以上の保護者が「家族と過ごす部屋」を、子どもが安心していただける場所として回答しており、保護者は、子どもの安心感の基盤が家庭にあると捉えていることがわかります。また、「自分の部屋」が78.2%と高い割合であることから、子どもが自分だけの空間で落ち着いて過ごしていると、保護者が感じている様子がうかがえます。「学校の教室」を安心できる場所として挙げた保護者は2割程度にとどまっており、「家族で過ごす部屋」や「自分の部屋」と比べると割合は低くなっています。このことから、保護者は、子どもにとっての安心感の中心を、学校よりも家庭内にあるものとして捉えていることがうかがえます。また、児童館や公園、図書館といった地域・公共の場を安心できる場所として挙げる保護者は少数にとどまり、子どものアンケート結果との間に差が見られました。これらの施設については、子どもが安心して過ごせる場所として十分に認識されていない、または日常的に利用する機会が少ない状況があることが読み取れます。このことから、保護者は、子どもにとっての安心感の中心を、家庭内にあるものとして捉えていることがうかがえます。

問4. お子さんが楽しいと感じていることは何だと思いますか。あてはまるものにもいくつかも☑をつけてください。



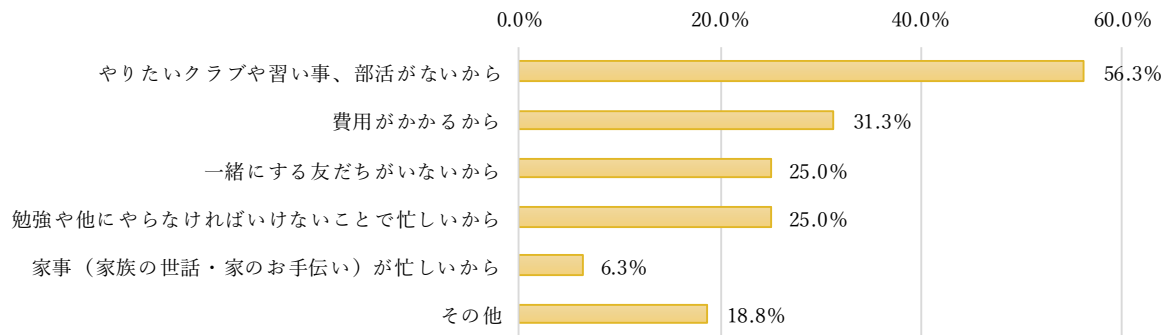
【分析・考察】本設問の結果から、保護者は、子どもが「デジタルコンテンツ」や「友人との交流」を中心に楽しさを感じていると認識していることがわかりました。「動画・音楽」や「ゲーム・オンラインゲーム」の回答割合が非常に高いことから、動画視聴やゲームなどのデジタルな遊びが、子どもの生活の中に広く定着しており、保護者もそれを子どもの楽しみとして受け止めている様子うかがえます。また、「友だちとの遊び」が7割近くを占めていることから、デジタル化が進む中においても、直接的な人間関係や対面での交流が、子どもの楽しさにとって重要な要素であると保護者が捉えていることがうかがえます。さらに、「学校生活」や「スポーツ活動」についても半数以上が選択しており、保護者は、学校での学習や集団生活、身体を動かす活動も、子どもの楽しさにつながっていると考えていることがわかります。一方で、「生徒会などの活動」「ボランティア活動」「アルバイト」といった項目の回答割合は低く、これらの活動は、保護者にとって子どもの「楽しいこと」としては認識されにくい傾向が見られました。これらの活動が、子どもにとって日常的でない、あるいは「楽しさ」と結びつきにくいものとして捉えられている可能性が考えられます。

問5-1. お子さんは、自分のしたい活動（学習・スポーツ・遊びなど）に参加できていますか。



【分析・考察】9割を超える保護者が肯定的な回答をしており、多くの保護者が、子どもたちが学校内外において、学習やスポーツ、遊びなど、自分のやりたい活動に参加できていると感じていることがわかりました。この結果から、保護者の視点では、子どもが興味や関心に応じて活動を選び、参加する機会が一定程度確保されており、家庭や地域の中で、子どもの意見が尊重され、活動に参加できる環境が整っていると受け止められていることがうかがえます。一方で、約1割の保護者が「できていない」と回答している点は見逃ごせません。子どもが希望する活動に参加できていない背景には、経済的負担や時間の制約、送迎を含む地域的な条件のほか、本人の意欲や情報不足、相談や支援につながりにくい状況など、さまざまな要因が関係している可能性があります。子どもの参加の機会が家庭環境や地域条件によって左右されることのないよう、保護者の認識だけでなく、子ども自身の声にも目を向けながら、参加を後押しする支援や環境づくりを検討していくことが重要であると考えます。

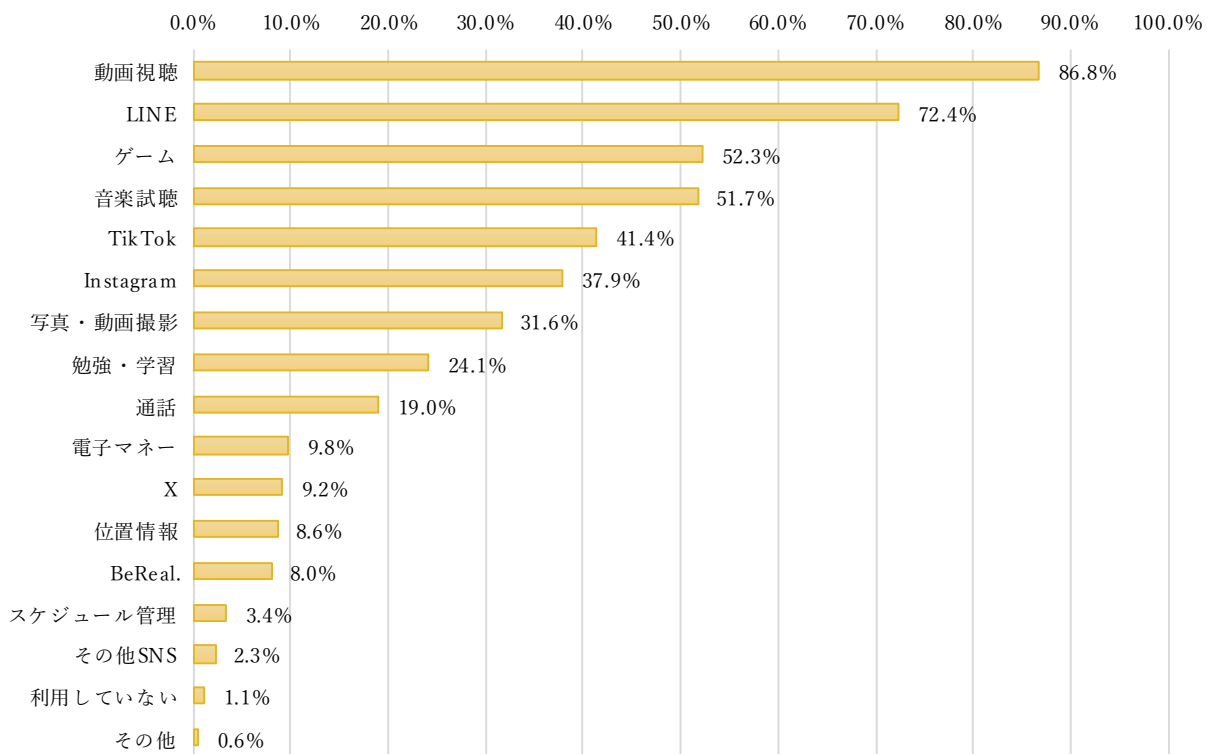
問5-2. できていない理由は何だと思えますか。あてはまるものはいくつでも☑をつけてください。
 (問5-1. で「できていない」と答えた方にお聞きしています)



【分析・考察】問5-1で「できていない」と回答した保護者のうち、半数以上（56.3%）が、「やりたいクラブや習い事、部活がない」ことを理由として挙げていました。このことから、子どもの多様な興味や関心に応えられる活動の選択肢や受け皿が、地域において十分とは言えない状況にある可能性がうかがえます。また、自由記述に見られた「近くにないから」といった声からは、活動の内容だけでなく、地理的な条件や移動手段といった地域の特性が、子どもの活動参加に影響している実態が読み取れます。さらに、「費用がかかるから」（31.3%）や「勉強や他にやらなければならないことで忙しいから」（25.0%）といった回答も一定数見られ、経済的な負担や学業・生活時間の制約が、子どもが希望する活動への参加を妨げている状況が示されています。そのほか、「一緒にする友だちがない」といった人間関係に関する理由や、「体調面」といった健康上の理由も挙げられていました。

これらの結果から、子どもの活動参加は、活動の場の有無だけで決まるものではなく、心理的・社会的・身体的な要因を含む、さまざまな条件が重なり合って左右されていることがわかります。子どもが自分のしたい活動に参加できるようにするためには、活動の数を増やすことに加え、地域性や家庭状況を踏まえた支援、経済的負担への配慮、人とのつながりを生み出す工夫など、多面的な視点からの取組が求められると考えます。

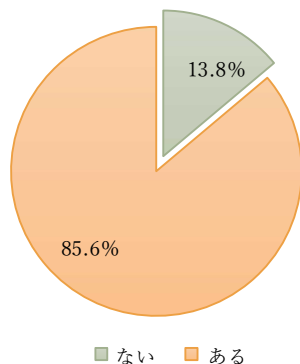
問6. お子さんがスマートフォンやタブレットなどで、よく利用するアプリや機能はどのようなものですか。あてはまるものいくつかでも☑をつけてください。



【分析・考察】「動画視聴」（86.8%）が最も高く、次いで「LINE」（72.4%）、「ゲーム」（52.3%）が続いており、保護者は、子どもがスマートフォンやタブレットを主にコミュニケーションや娯楽を目的として利用していると捉えていることがわかります。一方で、「写真・動画撮影」の利用は31.6%にとどまっており、「動画視聴」やSNS（TikTok 41.4%、Instagram 37.9%）と比べて低い割合となっています。このことから、保護者の認識としては、子どもがデジタル機器を自ら表現したり発信したりするために使う場面は限られており、見る・受け取るといった利用が中心であると捉えられている様子がうかがえます。また、次の設問（問7-1）では、85.6%の保護者が、スマートフォン等に関するトラブルを「経験している、または起こり得るもの」と認識していました。一方で、トラブルにつながりやすいと考えられる「写真・動画撮影」やSNSの利用については、必ずしも高い割合で認識されていませんでした。これらの結果から、保護者は、デジタル利用に伴うトラブルの存在については意識しているものの、子どもの具体的な利用状況や、どのような使い方がトラブルにつながりやすいのかについては、十分に把握できていない可能性があると考えられます。今後は、利用制限や禁止といった対応にとどまらず、保護者自身が子どもの利用実態を理解し、対話を通じて安全な使い方を一緒に考えていくことを支える取組が重要であると考えます。

問7-1. お子さんは、スマートフォンやタブレットを使用するにあたって、トラブルを経験したことがありますか。

問7-2. トラブルを経験した方は、具体的に教えてください。（問7-1. で「ある」と答えた方にお聞きしています）

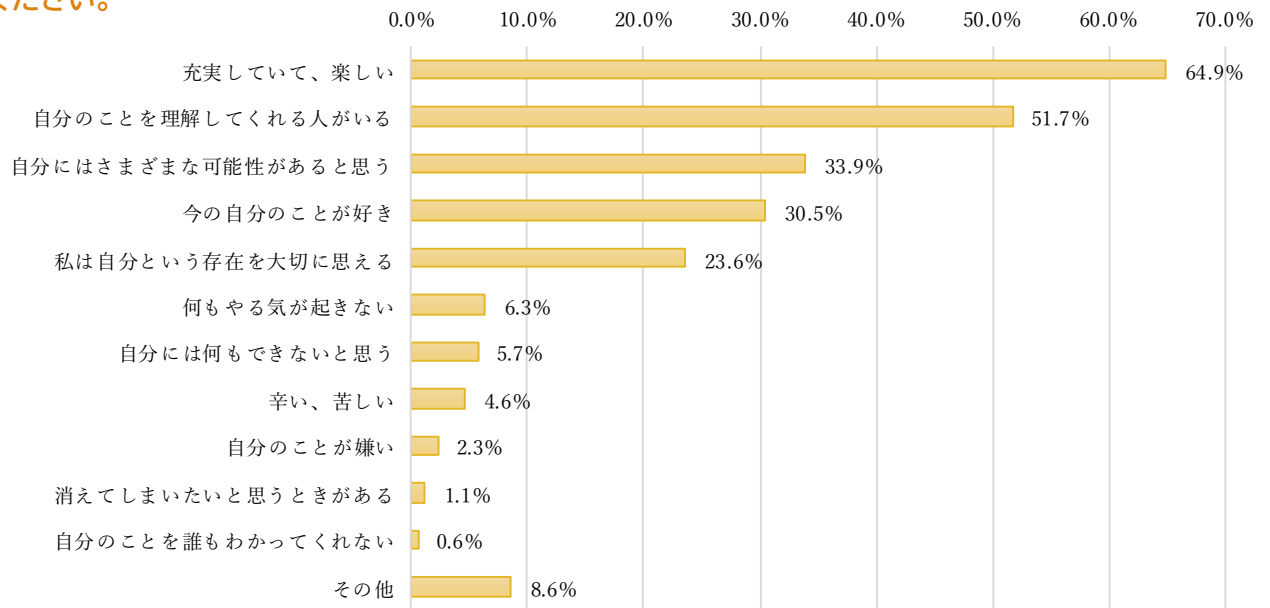


◆自由記載内訳分類

1. 金銭的トラブル：課金に関すること
2. 対人関係・コミュニケーションのトラブル：知らない人とのやりとり、クラス LINE の使い方、友だちから顔写真を送るよう強要された、苦手な人からの LINE
3. プライバシー・情報セキュリティのトラブル：、アカウントの乗っ取り、写真の拡散
4. 著作権・ルールに関するトラブル

【分析・考察】約9割の保護者が、子どもがスマートフォンやタブレットの利用において何らかのトラブルを「経験したことがある」と認識している一方で、子どもアンケートでは、「トラブルがある」と回答した割合は約1割にとどまりました。この結果から、保護者と子どもの間で、トラブルに対する捉え方や深刻度の認識に大きな差があることがうかがえます。例えば、金銭的トラブルについては、保護者が「無断課金」「想定外の出費」として強い危機感を抱く一方、子ども側では「お小遣いの範囲内」「欲しいアイテムが手に入った」といった感覚で、問題として認識していない可能性があります。また、対人関係やコミュニケーションに関するトラブルでは、「知らない人とのやりとり」を、子どもが「オンラインゲーム上の仲間」や「共通の趣味を持つ相手」として捉えている場合や、「苦手な人からのLINE」についても、日常的な人間関係の延長として受け止め、保護者に相談するほどの出来事ではないと判断している可能性が考えられます。さらに、プライバシーや著作権、アカウントの乗っ取りといったトラブルについても、保護者は「個人情報の流出」や「法的・財産的リスク」として捉える一方で、子どもはその影響や深刻さを十分に理解できていない可能性があります。こうした認識の違いは、子どもがデジタル上のトラブルの本質的なリスクを十分に理解できていないことに加え、保護者の安全意識の高さが回答に反映されていることによるものと考えられます。今後は、利用制限や禁止に頼るのではなく、子ども自身がインターネット上の危険やトラブルを理解し、適切に判断できる力を育てるとともに、保護者との対話を通じて安全な利用について考えていく取組が重要であると考えます。

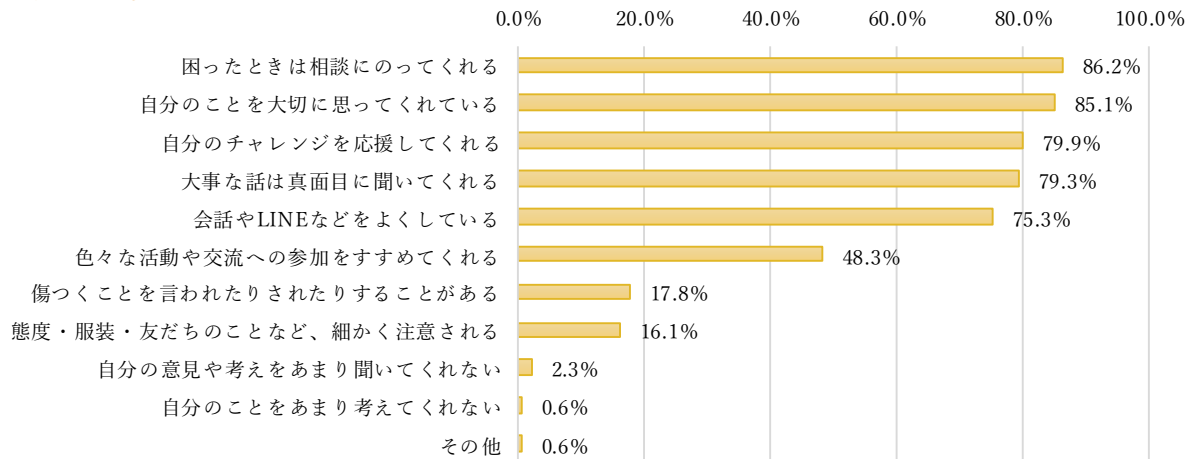
問8. お子さん普段どのような気持ちでいると思いますか。あてはまるものはいくつでも☑をつけてください。



【分析・考察】保護者の多くは、自身の子どもが「充実していて楽しい」(64.9%)、「自分のことを理解してくれる人がある」(51.7%)、「今の自分のことが好き」(30.5%)、「自分にはさまざまな可能性があると思う」(33.9%)など、前向きな気持ちで日々を過ごしていると捉えていることがうかがえます。一方で、割合は高くないものの、「何もやる気が起きない」(6.3%)、「自分には何もできないと思う」(5.7%)、「辛い、苦しい」(4.6%)、「自分のことが嫌い」(2.3%)、「消えてしまいたいと思うときがある」(1.1%)、「自分のことを誰もわかってくれない」(0.6%)といった回答も見られました。これらの結果から、保護者は概ね子どもの状態を肯定的に捉えている一方で、子どもの内面には、不安や自己肯定感の低さ、意欲の低下などが一部に存在している可能性も感じ取っていることがうかがえます。また、子どもアンケートでは、「自分のことが嫌い」「消えてしまいたいと思うときがある」といった回答が一定数確認されており、保護者の認識以上に、子ども自身の内面には不安や悩みが強く表れている場合があることも考えられます。このことから、表面的には大きな問題が見えにくい場合であっても、子どもが気持ちを十分に言葉にできていない状況や、自己肯定感を持ちにくい状態にある可能性があることが読み取れます。

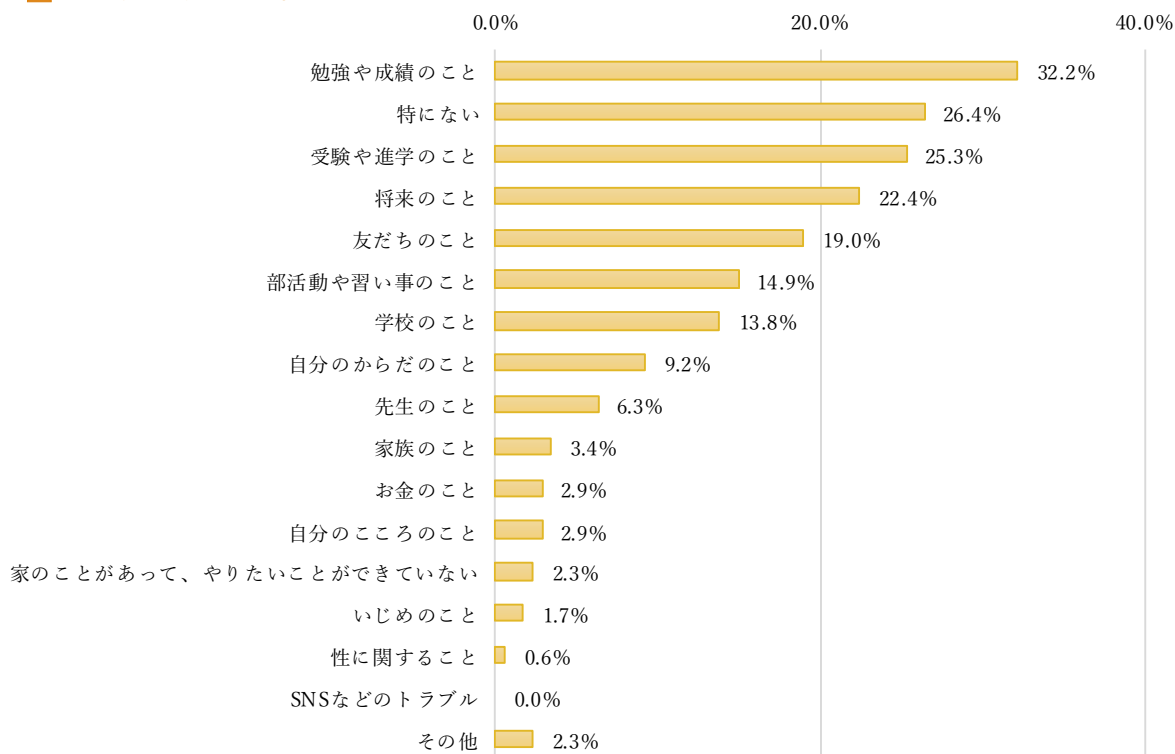
今後は、子ども自身の声を丁寧に受け止めるとともに、家庭・学校・地域において、子どもが安心して思いや不安を伝えられる関係性づくりに加え、自分は大切な存在だと思える気持ちや自己肯定感を育む取組を進めていくことが重要です。

問9. お子さんに対してどのような関わりをしていますか。 あてはまるものにもいくつでも☑をつけてください。



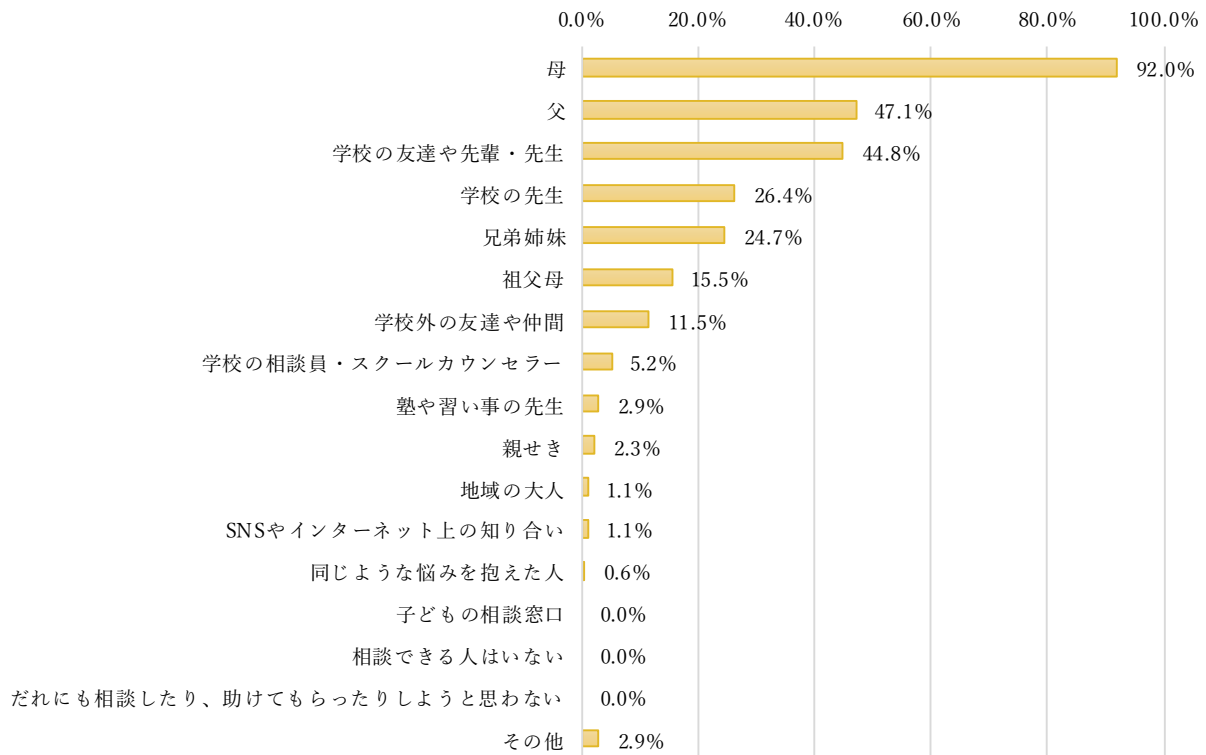
【分析・考察】「困ったときは相談にのってくれる」「自分のことを大切に思ってくれている」といった項目が8割を超えており、多くの保護者が、子どもとの日常的なコミュニケーションや信頼関係を大切にしながら関わっていると感じていることがわかります。また、「大切な話は真面目に聞いてくれる」や「自分のチャレンジを応援してくれる」といった項目も高い割合を示しており、子どもの気持ちや考えを尊重し、見守ろうとする姿勢がうかがえます。一方で、「色々な活動や交流への参加をすすめてくれる」は半数近くにとどまっており、保護者が子どもの意思を尊重するあまり、活動の提案や後押しまでには至っていない場合や、参加できる活動の情報を十分に把握できていない可能性も考えられます。さらに、「傷つくことを言われたり、されたりすることがある」と回答した保護者が17.8%おり、約2割の保護者が、意図せず感情的な対応をしてしまうことがあると感じていることがうかがえます。背景には、保護者自身の生活上の負担や、子育てに関する不安・悩みなどが影響している可能性もあり、子どもへの支援とあわせて、保護者を支える視点の大切さが示されています。

問 10. お子さんが、今何か悩んだり困ったりしていることはありますか。あてはまるものにもいくつかでも☑をつけてください。



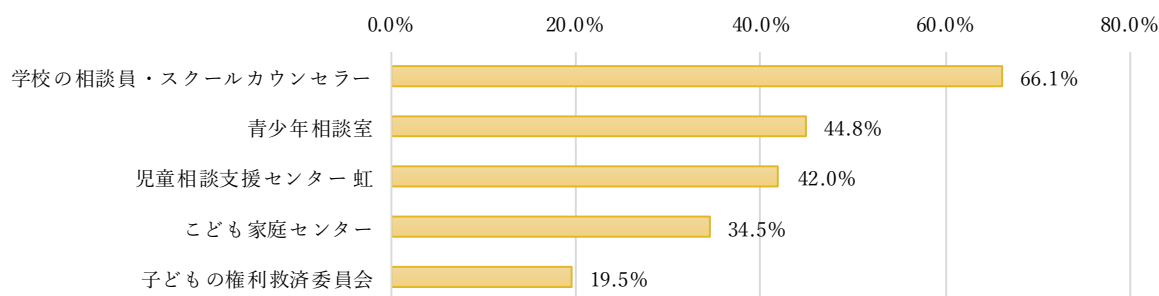
【分析・考察】保護者は、子どもの悩みや困りごととして、「勉強」「受験・進学」「人間関係」「将来」に関することを多く挙げていることがわかります。特に、「勉強や成績のこと」(32.2%)が最も多く、学業に関することが、子どもにとって負担やストレスになっているのではないかと、保護者が感じている様子がうかがえます。また、「受験や進学のこと」(25.3%)や「将来のこと」(22.4%)も多く、進路や将来への不安が、子どもの悩みとして意識されていることが読み取れます。さらに、「友だちのこと」(19.0%)や「部活動や習い事のこと」(14.9%)など、人との関わりや日常生活に関する悩みも一定数見られ、学校や地域での人間関係が、子どもの生活の中で大きな意味を持っていると、保護者が捉えていることがわかります。一方で、問 7-2 の自由記述では多く挙げられていた「SNS などのトラブル」が、本設問では選ばれていなかった点は特徴的です。このことから、保護者が SNS に関する問題を、子どもの「悩み」や「困りごと」としては捉えていない場合や、子ども自身がそうした出来事を保護者に相談していない可能性も考えられます。こうした結果から、保護者が把握している子どもの悩みと、子ども自身が感じている困りごとの間に、ズレが生じている可能性があり、子どもが安心して悩みを話せる関係づくりや、日常の変化に気づける環境づくりが大切であることがうかがえます。

問 11. お子さんは、悩み事がある場合にだれに相談しますか。 あてはまるものいくつかでも☑をつけてください。



【分析・考察】9割を超える保護者が、子どもの相談相手として「母」を選択しており、保護者は、家庭の中でも特に母親との間に、子どもが悩みを相談しやすい関係があると感じていることがわかります。この結果は、問1において回答者の多くが母親であったこととも関係しており、母親が日常的に子どもと接する機会が多く、悩みを聞く立場になりやすいことが影響している可能性があります。また、「父」も約5割が選ばれており、父親も子どもの相談相手として、一定程度認識されていることがうかがえます。学校関係者については、「学校の先生」が主な相談相手として挙げられており、日常的に関わる大人が、子どもにとって身近な相談先となっていると、保護者が捉えている様子が見て取れます。一方で、SNSや外部の相談窓口がほとんど選ばれていない点については、子どもアンケートで見られた、オンライン上でのやりとりや相談の実態とは異なる可能性があります。このことから、保護者が、子どもが実際にどこで、誰に相談しているのかについて、必ずしも十分に把握できていない場合も考えられます。こうした認識の違いを踏まえ、家庭の中での相談関係を大切にしながらも、子どもが保護者以外の相手や、さまざまな方法で相談している可能性を前提とした支援のあり方や、相談先に関する情報の伝え方を検討していくことが重要であると考えられます。

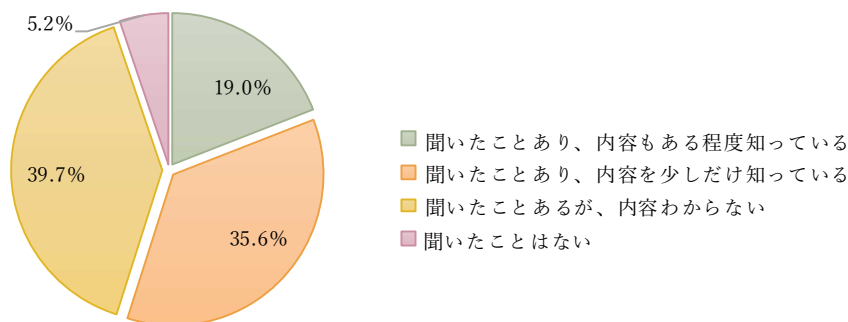
問 12. 士別市には、次の相談機関がありますが、あなたが知っているところや利用したことのあるところがありますか。あてはまるものにくつでも☑をつけてください。



【分析・考察】「学校の相談員・スクールカウンセラー」の認知度が約7割と最も高く、保護者が、子どもの悩みや困りごとへの対応において、まず学校を相談先として思い浮かべていることがうかがえます。この結果は、問 11 において「学校の先生」が主な相談相手として挙げられていたこととも重なっており、学校が子どもや家庭にとって身近で頼りやすい支援拠点となっている現状を示しています。「青少年相談室」「こども家庭センター」「虹」については、一定の認知はあるものの、学校関連の相談機関と比べると認知度は高いとは言えません。これらの相談機関については、役割や相談内容、利用方法が十分に伝わっていない可能性があり、保護者にとって身近な相談先として認識されるための周知や情報発信の工夫が求められます。また、「子どもの権利救済委員会」の認知度が2割未満にとどまっていることから、子どもの権利を専門的に扱う機関やその役割について、保護者の理解が十分に広がっていない状況が明らかになりました。これは、子どもの権利という考え方そのものが、日常的な子育てや相談行動と結び付けて認識されにくい現状を示しているとも考えられます。

今後は、学校を中心とした相談体制を活かしつつ、学校外の相談機関や子どもの権利に関する専門機関についても、子どもや保護者が必要に応じて選択・利用できるよう、それぞれの相談先の特徴をわかりやすく伝える取り組みが重要であると考えられます。

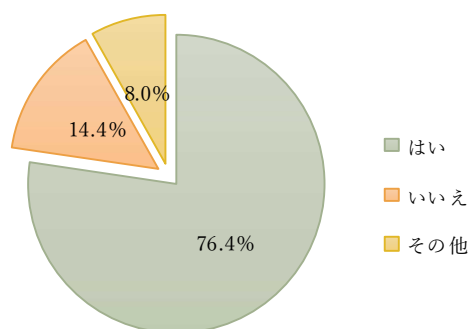
問 13. あなたは、「子どもの権利」について聞いたことがありますか。また、内容についてどのくらい知っていますか。あてはまるものに一つだけ☑をつけてください。



【分析・考察】「子どもの権利」という言葉自体については一定程度知られているものの、その具体的な内容まで理解している保護者は少ない現状が明らかになりました。約 75%の保護者が「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」と回答しており、子どもの権利が、何となく大切そうな言葉として受け止められている傾向がうかがえます。一方で、「内容をある程度知っている」と回答した保護者は約 2 割にとどまっており、子どもの権利が、日常の子育てや家庭での関わりの中で、どのように活かされるものなのかについての理解は、十分に広がっていないことが示されています。この結果は、問 12 において「子どもの権利救済委員会」の認知度が低かったこととも関連しており、子どもの権利を守るための制度や相談機関が、困ったときに利用できる具体的な相談先として十分に認識されていない可能性が考えられます。

今後、子どもの権利条例や関連施策を進めていくためには、「子どもの権利」という言葉を知ってもらうことにとどまらず、家庭や学校、地域での身近な場面と結び付けながら、「どんなときに、どう守られるものなのか」がイメージできる形で、保護者に伝えていくことが重要な課題であると考えられます。

問 14. 土別市の「子どもの権利に関する条例」で定める子どもの権利について、子どもにとって権利が保障されていると思いますか。



【分析・考察】多くの保護者が、土別市の「子どもの権利に関する条例」によって、子どもの権利がおおむね守られていると受け止めていることがわかります。4 分の 3 以上の保護者が「はい」と回答しており、条例の存在や考え方については、一定の評価がされていると考えられます。一方で、約 14%の保護者が「いいえ」と回答しており、日常生活や子育ての中で、子どもの権利が十分に守られていないと感じている人が一定数いることも明らかになりました。また、「その他」が 8.0%あるこ

とから、「判断が難しい」「権利の内容によって感じ方が異なる」といった、単純に「はい」「いいえ」では答えきれない認識が含まれている可能性も考えられます。

問 13において、子どもの権利の内容を「よく知らない」と回答した保護者が多かったことを踏まえると、本設問で見られた肯定的な回答は、条例の具体的な内容や取組を十分に理解した上での判断というよりも、「条例があること」そのものに対する安心感や印象によるものも含まれている可能性があります。

今後は、条例が実際の生活の中で、どのような場面で、どのように子どもを支えているのかを、保護者や子ども自身が身近な出来事としてイメージできるように伝えていくことが課題であると考えられます。

問 15. 自由意見

◆寄せられた意見を以下のカテゴリーに分類し、分析しました。

1. 地域の活動・居場所に関する要望

「街中にやりたい習い事（ダンスや学習塾など）ができる場所がない」「部活動や子どもの活動が大きく制限されている」「市内の子どもたちが集える場所がほしい」といった意見が寄せられました。これらは、問 5-2 において「やりたいクラブや習い事がない」「近くにないから」といった理由が多く挙げられていた結果とも重なっており、子どもが参加できる活動の場や居場所、選択肢が少ないことが、保護者にとっても身近な課題として認識されていることがわかります。

2. 子どもの権利に関する課題と啓発

「子どもの権利の条例などを、もっとわかりやすく知ってもらいたい」という意見は、問 13 において「子どもの権利」の内容を十分に理解していない保護者が多かった結果とも一致しています。条例の存在を知らせるだけでなく、どんな場面で、どのように子どもを支えるものなのかを、日常生活と結び付けて伝えていく必要性が示されています。また、「伸び伸びと自分らしく生きられる世の中であってほしい」「多様な活動や交流への参加を後押ししてほしい」といった意見からは、子どもの考えや選択を尊重し、多様性を大切にしたいという保護者の思いがうかがえます。

3. 学校教育・指導に関する意見

「高校の雰囲気や対応が古い印象がある」「威圧的な態度や画一的な指導が残っている」といった声も見られました。これらの意見からは、学校において、子どもの意見が十分に尊重されていないと感じている保護者がいることがうかがえます。また、「教育現場にもっとお金と時間をかけてほしい」という意見には、教員の多忙さや教育環境の厳しさへの理解が前提にあり、子どもが安心して学べる環境を守るためには、教育現場への支援が欠かせないという認識が表れています。

4. 親の悩み・子育ての困難さ

「子育ては難しい」「昔より勉強や部活動が楽しくなさそう」といった声からは、子育てに対する戸惑いや、現代の子どもが抱えるストレスへの不安がうかがえます。また、「子どもも親もスマートフォンを使う時間が増えているように感じる」という意見は、問 6 や問 7-2 で示されたデジタル機器の利用実態やトラブルへの懸念を、保護者自身の実感として表したものとと言えます。これらの意見

からは、子どもへの支援とあわせて、保護者が悩みや不安を相談できる環境づくりの重要性も読み取ることができます。

4. アンケート総括

【子ども】

子どもアンケートからは、多くの子どもが日常生活の中で一定の安心感や楽しさを感じている一方で、悩みや不安を抱えた際に必ずしも周囲に頼れていない実態や、意見を伝えることにためらいを感じている子どもがいることが明らかになりました。

また、「子どもの権利」という言葉を知っていても、その内容や自分の生活とのつながりを十分に理解していない様子が見え、権利が身近なものとして実感されていない状況が見られます。

これらの結果は、子どもたちの生活の中にある安心や満足の背景とともに、見えにくい不安や声になりにくい思いが存在していることを示しています。

【保護者】

保護者アンケートからは、家庭や学校を中心に、子どもが安心して過ごし、相談できる環境が整っていると感じている保護者が多いことがわかりました。

一方で、子どもの悩みやデジタル環境でのトラブル、将来への不安などについては、保護者が把握しきれていない可能性や、子ども自身の受け止め方との間に差があることもうかがえます。

また、「子どもの権利」については、言葉の認知は進んでいるものの、内容の理解や日常的な関わりへの落とし込みには課題が残る状況が見られました。

5. 子ども・保護者アンケートの比較から見える傾向

子どもと保護者のアンケート結果を比較すると、安心感や相談環境について、保護者が肯定的に捉えている一方で、子どもは必ずしも同じ実感を持っていない場面があることがわかります。

また、相談行動やデジタル環境でのトラブルに対する認識、子どもの権利に対する理解や実感についても、両者の間に差が見られました。

これらの結果は、子どもの権利が制度や大人の意識の中では一定程度位置づけられている一方で、子ども自身の生活の中で「気づく」「つながる」「使う」までには至っていない現状を示しており、子どもの意見を聞くことの重要性が浮き彫りになったといえます。

第3章 アンケートから整理される主な課題

1. アンケート結果から整理される主な課題

以上のアンケート結果とその分析を踏まえると、土別市の子どもたちは、日常生活の中で一定の安心感や満足感を得ている一方で、子どもの権利が「知っている」「存在している」段階にとどまり、実際に行使されるまでには至っていない状況がうかがえます。

特に、「気づく」「つながる」「使う」という権利行使の流れが十分に機能していない点を踏まえ、以下の4つの課題を整理します。

課題1	相談先	子どもが不安や困りごとを抱えても、身近な大人や支援につながりにくい状況がある アンケートでは、多くの子どもが母親や身近な人を相談相手として挙げている一方で、「だれに相談すればよいかわからない」「相談すると迷惑をかけてしまう」と感じ、悩みを一人で抱え込んでいる子どもが一定数存在しました。また、自由意見からは、深刻な悩みやSOSの声も確認され、早期に気づき、適切な支援につなぐ仕組みが十分に機能していない状況が明らかになりました。
	権利の視点から	支援を受ける権利や守られる権利は制度として存在しているものの、子ども自身が「使える」「頼れる」と実感できていないことが課題です。
課題2	居場所	居場所や活動の機会はあるが、子どもが安心して過ごし、関係性を育める居場所として十分に機能していない 「安心していられる場所」として家庭内の空間を挙げる子どもが多い一方で、「安心して過ごせる場所がない」「わからない」といった回答も見られました。また、放課後や地域の居場所が存在していても、「行きたいと思えるか」「困ったときに頼れる大人がいるか」といった視点での評価は十分とは言えません。
	権利の視点から	居場所を「用意する」段階から、子どもが安心して関係性を築き、自分らしく過ごせる「居場所の質」へと転換していく必要があります。
課題3	意見表明	意見表明や参加の機会はあるが、日常の中で声を出すことや尊重される実感につながっていない 家庭や友人関係の中で意見を伝えられている子どもが多い一方で、「言うのが怖い」「伝えない」といった声も確認されました。また、意見を表明する機会があっても、それがどのように受け止められ、反映されたのかを実感できる仕組みが十分に整っていない状況がうかがえます。
	権利の視点から	形式的な意見聴取にとどまらず、子どもが「言ってよかった」「聞いてもらえた」と感じられる参加の仕組みづくりが求められます。

課題 4	認知度	子どもの権利や相談・救済の仕組みが、子どもの生活動線の中で十分に認知・理解されていない
		「子どもの権利」という言葉を聞いたことがある子どもは一定数いるものの、内容を理解している割合は高くありませんでした。 また、相談機関については学校が主な窓口として認知されている一方、専門的な相談・救済機関の存在や役割は十分に知られていない状況が明らかになりました。
	権利の視点から	権利や支援の仕組みが「知識」として伝えられるだけでなく、子どもの日常の中で自然に目に入り、必要なときに思い出せる環境づくりが必要です。

本アンケート調査を通じて、土別市の子どもたちが、日常の中で一定の安心感や楽しさを感じながら生活している一方で、悩みや不安を抱えた際に、それを言葉にし、支援につなげることの難しさや、子どもの権利が生活の中で十分に実感されていない状況が明らかになりました。

また、保護者アンケートとの比較からは、大人が感じている「安心」や「支え」と、子ども自身が感じている実感との間に、必ずしも一致しない部分があることも確認されました。

これらの結果は、子どもの権利や支援の仕組みが制度として整えられているだけでは不十分であり、子ども自身が「気づく」「つながる」「使う」ことができるよう、生活の中で機能していくことの重要性を示しています。

本調査結果および比較整理を踏まえ、次章では、アンケートから整理された主な課題をもとに、子どもの権利が日常の中で実感されるまちづくりに向けた取組の方向性を検討していきます。

1. 第3次行動計画から第4次行動計画への再構築の考え方

本計画では、子どもの権利が制度として存在するだけでなく、子どもの日常の中で自らの権利に「気づく」「つながる」「使う」ことができるよう、安心してつながれる環境、関係性が育つ居場所、声が尊重される仕組み、必要な支援にアクセスできる体制構築を基本目標として位置づけています。

前計画では、子どもの権利の保障に向け、啓発活動や子育て支援、相談体制の整備など、既存施策の充実を中心に取組を進めてきました。これらの取組により、制度や事業の基盤は一定程度整備されたと評価できます。一方、子どもや保護者を対象としたアンケート結果からは、子どもが不安や困りごとを抱えた際に支援につながりにくい状況や意見を表明しにくいと感じている状況が明らかとなり、制度や施策が必ずしも子どもの日常の実感や行動につながっていないことが示されました。そのため、大人や地域住民は子どもの権利の理解を深めることが必要です。

第4次行動計画では、これらの状況を踏まえ、事業の実施そのものを目的とするのではなく、子どもの日常の中で「気づく」「つながる」「使う」という権利の行使が実感されているかという視点を重視し、基本目標および施策体系を再構成しました。

2. 基本目標ごとの課題・施策・成果指標

(1) 基本目標①

不安や困りごとを安心して伝え、身近な大人や支援につながるができる

対応する課題	子どもが不安や困りごとを抱えても、身近な大人や支援につながりにくい状況がある
施策の方向性	子どもが相談しやすい体制づくりと支援の充実
施策の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所・居場所等での「気づき・つながり」の強化 ・子どもがアクセスしやすい相談手段の工夫 ・関係機関の連携強化と支援を必要とする子ども・家庭の早期発見・支援 ・子どものSOSをキャッチできる大人が増える (関係条文：権利条例第9条、第16条、第20条) ◆生きる権利 ◆守り守られる権利
具体的事業	①子どもの相談窓口としての普及 ②学校・児童館等への出張相談会の開催（庁内での検討実施）
主な関連事業	こども家庭センターや児童相談支援センター虹における個別相談対応、母子・妊婦等包括的支援・家族支援整備・要保護児童対策地域協議会等の運営
成果指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット指標※2： 「困ったときに相談できる大人を知っている」と答えた子どもの割合 70% ・アウトカム指標※3： 「相談してよかったと思った」と答えた子どもの割合 90%

(2) 基本目標②

安心して過ごし、人との関係を育みながら自分らしくいられる居場所が身近にある

対応する課題	居場所や活動の機会はあるが、子どもが安心して過ごし、関係性を育める居場所として十分に機能していない
施策の方向性	子どもが安心して過ごせる居場所づくりと人とのつながりを育む取組
施策の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の居場所の役割整理と連携強化 ・子どもが「行きたい」「居ていい」と感じる居場所づくりと大人の関わり方の工夫 ・子ども同士や大人と安心して関われる環境づくり ・孤立しやすい子どもへの配慮とつながりづくり (関係条文：権利条例第12条、第16条、第17条) ◆生きる権利 ◆ゆたかに育つ権利
具体的事業	①地域資源の把握及びタイアップ事業の検討 ②「子どもが安心して過ごせる居場所」に関するアンケート実施
主な関連事業	あけぼの中高生事業、児童館運営、適応指導教室運営、日曜キッズ、公民館講座、しべつチャレンジ寺子屋、土別ふるさと体験広場等、子ども議会チャレンジ応援事業
成果指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット指標^{*2}： 「安心して過ごせる居場所がある」と答えた子どもの割合 90% ・アウトカム指標^{*3}： 「その居場所で自分らしくいられる」と答えた子どもの割合 60%

(3) 基本目標③

自分の思いや意見を安心して伝え、その声が尊重され、反映される

対応する課題	意見表明や参加の機会はあるが、日常の中で声を出すことや尊重される実感につながっていない
施策の方向性	子どもが安心して意見を表明できる環境づくりと意見が反映される仕組みの構築
施策の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所・居場所等における意見表明の機会の確保 ・年齢や発達に応じた伝え方の工夫と多様な表現手段の活用 ・子どもの意見を尊重し、フィードバックを通じて参加の意味を実感できる取組 (関係条文：権利条例第11条、第13条、第14条、第18条) ◆生きる権利 ◆意見表明権と参加する権利
具体的事業	①大人が子どもの権利を学ぶ学習会開催 ②日常の中での「つぶやき」をひろう取組の検討・実施
主な関連事業	中学生意見発表大会、子ども夢トーク
成果指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット指標^{*2}： 「自分の意見を伝える機会がある」と答えた子どもの割合 85% ・アウトカム指標^{*3}： 「意見を伝えてよかった」など意見が大切にされたと感じた子どもの割合 80%

(4) 基本目標④

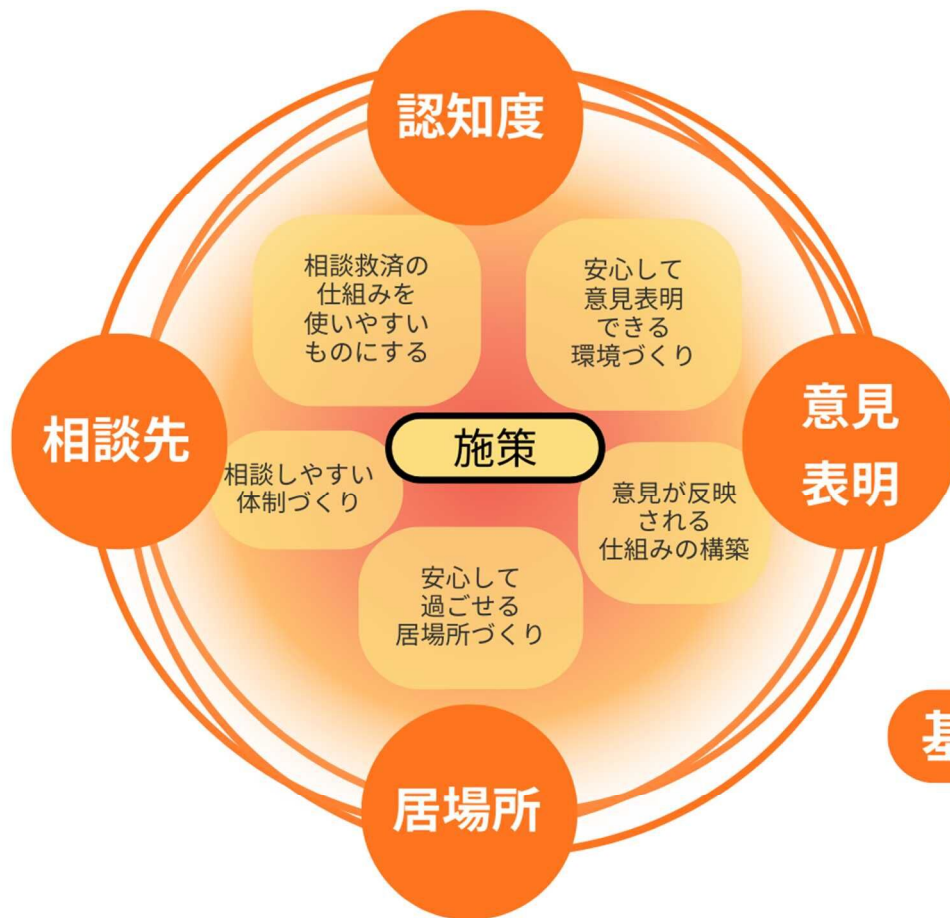
自分の権利や相談先を知り、必要なときに安心して利用できる

対応する課題	子どもの権利や相談・救済の仕組みが、子どもの生活動線の中で十分に認知・理解されていない
施策の方向性	子どもの権利と相談・救済の仕組みを身近で使いやすいものにする取組
施策の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達段階に応じた、わかりやすい権利の周知・啓発 ・学校や居場所など、日常の中で目に触れる情報提供の工夫 ・相談・救済の流れを具体的に示し、安心して利用できる体制づくり ・子どものSOSをキャッチできる大人が増える <p>(関係条文：権利条例第5条、第9条、第15条、第20条)</p> <p>◆守り守られる権利</p>
具体的事業	<ul style="list-style-type: none"> ①こども家庭センターによる権利擁護（児童虐待対応） ②子どもの権利に関する出前授業の実施、広報活動 ③子どもの権利救済委員会による相談・申立
主な関連事業	子どもの権利救済委員会設置、こども家庭センター運営、広報周知
成果指標 (KPI)	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット指標^{※2}： 「子どもの権利や相談先について知っている」と答えた子どもの割合 70% ・アウトカム指標^{※3}： 「困ったときに、相談先や支援の仕組みを思い出し、使えると思う」と答えた子どもの割合 50%

3. 施策体系図

子どもの権利が 日常で実感されている状態 (アウトカム)

- ・困ったら相談できると思える
- ・安心できる居場所がある
- ・声を出していいと感じている
- ・権利を「使える」と実感している



アンケート調査

制度・事業は整備されているが、子どもの日常の中で「気づく」「つながる」「使う」

士別市子どもの権利に関する条例

子どもは権利の主体／意見表明／安心して育つ／救済を受ける

到達点

基本目標

現状認識

根拠

4. 成果指標（KPI）の考え方（アウトプット指標^{※2}・アウトカム指標^{※3}）

※ KPI：Key Performance Indicator：重要業績評価指標

本計画では、施策の進捗と成果を適切に把握するため、「アウトプット指標」と「アウトカム指標」の2つの視点から成果指標（KPI）を設定します。

■アウトプット指標^{※2}：施策の実施量や取組状況を示す指標であり、事業や取組が計画どおり実施されているかを把握するためのものです。

（例：実施回数、参加人数、周知資料の配布数 等）

■アウトカム指標^{※3}：施策の実施によって子どもや家庭、地域にどのような変化や効果が生じたかを示す指標であり、施策の目的や成果の達成度を確認するものです。

（例：相談してよかったと思った子どもの割合、相談先を思い出し使えると思う子どもの割合 等）

本計画では、アウトプット指標により取組の進捗を確認するとともに、アウトカム指標を通じて、子どもの権利が実際の生活の中でどの程度実感・行使されているかを評価し、施策の改善につなげていきます。

5. 評価方法（年次・最終）

■評価方法の基本的な考え方

本計画の評価は、毎年度の事業実施状況の確認および終了時点において、成果指標（KPI）を用い、子どもの意識や実感の変化を把握することにより行います。

評価にあたっては、数値の増減のみをもって判断するのではなく、子どもの声や実態を踏まえ、施策の改善や見直しにつなげることを重視します。

■年次評価（毎年度）

【目的】

- ・各施策の実施状況を確認し、必要に応じて改善を行う

【評価内容】

- ・各施策の実施状況（実施有無・内容）
- ・施策の進捗に関する成果の振り返り
- ・子ども・関係機関から寄せられた意見や声

【評価方法】

- ・担当課による自己点検
- ・関係部署・関係機関との情報共有
- ・子どもの権利委員会への報告

※ 年次評価では、KPIの達成度を数値で評価することのみを目的とせず、施策の方向性が基本目標に沿っているかを確認します。

■最終評価（計画期間終了時）

【目的】

- ・計画全体の達成状況を総合的に評価し、次期計画につなげる

【評価内容】

- ・成果指標（KPI）の最終的な到達状況
- ・子どもの日常における変化や課題の整理
- ・施策の成果と残された課題の整理

【評価方法】

- ・子ども・保護者アンケートの実施
- ・委員会による総合評価
- ・評価結果の公表

■評価結果の活用

- ・評価結果については、市民に分かりやすく公表するとともに、施策の改善や次期行動計画の策定に活用します。
- ・特に、子どもに対しては、評価の結果や施策の見直し内容が伝わるよう、工夫した情報提供を行います。

6. 評価主体

■評価主体の基本的な考え方

本計画の評価にあたっては、市による自己評価に加え、子どもの権利の視点を有する第三者的立場からの評価を行うことで、評価の客観性および妥当性を確保します。

また、子どもの日常の実感や声を適切に反映させるため、子どもや保護者の意見を評価に活用します。

■評価主体と役割

① 市（担当部署・関係部署）

【役割】

- ・各施策の実施状況の整理
- ・年次評価の実施
- ・成果指標（KPI）の集計・分析
- ・評価結果を踏まえた施策の改善

【主な評価場面】

- ・年次評価
- ・中間評価・最終評価に向けた基礎資料の作成

② 土別市子どもの権利委員会

【役割】

- ・市による評価内容の検証
- ・子どもの権利の視点からの意見・助言
- ・中間評価および最終評価における総合的な評価

【主な評価場面】

- ・年次評価結果の確認
- ・中間評価
- ・最終評価

※ 子どもの権利委員会は、人権、福祉、教育等の分野に識見を有する者で構成されており、第三者的な立場から評価を行います。

③ 子ども・保護者

【役割】

- ・アンケート等を通じた意見の表明
- ・施策に対する実感や評価の提供

【主な評価場面】

- ・中間評価
- ・最終評価

※ 子どもに対しては、年齢や発達段階に応じた分かりやすい方法で意見を聴取します。

■評価主体の関係性（整理）

- ・市 : 実施・自己評価の主体
- ・委員会 : 検証・助言を行う第三者的主体
- ・子ども・保護者 : 実感や声を通じて評価に参加する主体

※これらの評価主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に補完し合うことで、計画の実効性を高めます。

■評価結果の反映

評価結果は、市において施策の改善に反映するとともに、子どもの権利委員会へ報告し、次期計画の検討に活用します。

1. 士別市子どもの権利委員会 令和7(2025)年4月1日～令和9(2027)年3月31日

委員名		所属等
委員長	野中英樹	士別市子どもの権利救済委員会 委員長
副委員長	音丸由美	子育てサポートむっくり代表
委員	渡邊建司	士別市社会福祉協議会 主任
委員	小山田祐司	士別市校長会 上士別中学校校長
委員	嘉藤眞里	士別市子ども会育成連絡協議会 会計
委員	布施晃子	上士別保育園 主任保育士
委員	坂野由子	瑞祥幼稚園 副園長
委員	藍口廣子	士別市民生委員児童委員協議会 副会長
委員	出原早苗	名寄人権擁護委員協議会士別部会 委員

2. 士別市子どもの権利救済委員会

委員名		所属等
委員長	野中英樹	弁護士法人 木村雅一法律事務所
委員	藍口廣子	士別市民生委員主任児童委員
委員	山居幸子	保護司

3. 士別市子どもの権利に関する条例

平成 25 年条例第 11 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 子どもにとって大切な権利（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 9 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する施策の推進（第 14 条—第 20 条）

第 5 章 子どもの権利の保障状況の検証（第 21 条・第 22 条）

附則

子どもは、社会の一員として仲間や大人とともに、よりよい未来をつくっていくことができる地域の宝です。

士別市の子どもたちは、自分たちの権利のことをわかってほしいという願いから、次のように考えています。

- ・子どもは、愛情をもって育てられることを願っています。
- ・子どもは、人と比べられるのではなく、一人ひとりの個性が大切にされ、自分らしく生きることがを願っています。
- ・子どもは、いじめや虐待がないことを願っています。
- ・子どもは、犯罪や事故のない安全な暮らしを願っています。
- ・子どもは、子どもだからといって、発言をさえぎられないで、自分の意見を聴いてほしいと願っています。
- ・子どもは、自由に参加し、意見を発表できる場所があることを願っています。
- ・子どもは、友だちや仲間と一緒にさまざまなことにチャレンジすることができます。

私たちは、子どもの権利や参加の機会を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めます。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）、士別市まちづくり基本条例（平成 24 年士別市条例第 1 号）の理念に基づいて、基本的人権としての子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことを地域全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例におけることばの意味は、次のとおりです。

（1）子ども 18 歳未満の人（18 歳に達し、20 歳に満たない高校生を含む。）で市内に居住する人、通学する人、通勤する人

（2）保護者 親及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める里親、その他親に代わり子どもを養育する人

（3）育ち学ぶ施設 児童福祉法、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）などに定める保育園、児童館、幼稚園、学校、図書館、博物館、公民館など子どもが育ち、学ぶ

ために利用する施設

(4) 市 市長を代表とする執行機関、教育委員会

(基本的な考え方)

第3条 私たちは、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、次の考え方に基
づいて行動します。

- (1) 子どもの最善の利益を第一に考えること。
- (2) 子ども一人ひとりを権利の主体として尊重すること。
- (3) 子どもの生きるよろこびを育むため、その気持ちや考え、行動する力を大切にすること。
- (4) 子どもの年齢や発達に応じた支援をすること。
- (5) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進すること。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第4条 この章に定める権利は、子ども本来の個性や能力の健やかな成長のために、特に大切な権利とし
て保障されます。

2 子どもは、その年齢や発達に応じ、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同
じように、他人の権利を尊重するよう努めます。

(安心して生きる権利)

第5条 子どもは、健やかに安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) あらゆるいじめや差別、暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 平和で安全な環境の下で生活できること。

(ゆたかに育つ権利)

第6条 子どもは、いろいろな経験を通してゆたかに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 自然や文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた主体性を身につけること。
- (4) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (5) 主体性が育まれる居場所が確保されること。

(自分を守り、守られる権利)

第7条 子どもは、自分を守り、守られるために、次のことが保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から守られること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

(意見表明や参加する権利)

第8条 子どもは、自ら社会に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が大切にされ、その意見や考えが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- (4) 社会参加について、適切な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第9条 大人は、子どもが生きるよろこびを感じられるよう、第3条に定める基本的な考え方にに基づき、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすることや自分以外の人を大切にすゆたかな価値観をもつ人間になることができるよう支援しなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育や発達について、最も重要な責任をもつべき存在であることを自覚し、子どもにとって最善の利益は何かを考えて、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもが心ゆたかに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をすること。
- (2) 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えを受け止め、十分に話し合うこと。
- (3) 子どもが家庭で安心して過ごせる環境を整えること。

(育ち学ぶ施設関係者の責務)

第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの福祉や教育に携わる人として、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもにとって最善の環境や学びとは何かということに常に気を配りながら、子どもの活動の充実を図ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを受け止め、話し合い、子どもが意思決定に参加できる機会を設けること。
- (3) 虐待やいじめの予防と早期発見に努めること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努めること。

(地域住民の責務)

第12条 地域住民は、子どもとともに生活する地域社会の構成員として地域力を発揮し、次のことに取り組みなければなりません。

- (1) 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守ること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを大切にし、対話の機会をつくること。
- (3) 子どもが心ゆたかに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設けること。
- (4) 子どもの権利を理解し、保障するために、住民意識の高揚に努めること。

2 事業者は、事業活動の中で、子どもが健やかに育つことができるための支援をするとともに、従業員が子育てしやすいよう職場の環境づくりに配慮すること。

(市の責務)

第13条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民と連携・協力し、子どもに関する施策を実施します。

2 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民が、それぞれの責任を果たすことができるよう必要な支援をします。

第4章 子どもに関する施策の推進

(施策の考え方)

第14条 市は、子どもの権利が保障され、それが活かされるまちが、市民にとってもやさしいまちであるという考えに基づいて、まちづくりを進めます。

2 市は、子どもが市に対してもつ考えや思いを反映させる機会をつくります。

3 市は、育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見が活かされるよう、子どもが参加する機会をつくります。

(子どもの権利の周知と学習支援)

第15条 市は、子どもの権利に関する理解を深め、関心を高めるための広報活動を行います。

2 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民等が、子どもの権利について学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援をします。

(子育て家庭への支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育や発達に関する最も重要な責任を果たすことにより、子どもが安心して生活することができるよう、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民等と連携・協力し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭への支援を行います。

(育ちを支える居場所づくり)

第17条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民は、子どもが安心して仲間と集い、自主的な活動ができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者や地域住民は、子どもが自然との触れ合いやさまざまな体験をしたり、異なった世代の人々と交流したりする機会を提供し、ゆたかな自己の育ちを支援します。

(意見表明や参加の促進)

第18条 市は、子どもがまちづくりなど市の政策に意見を表明し、参加する機会を提供します。

2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策を普及します。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、施設の行事、運営等について、子ども、保護者などの参加を促し、意見を述べる機会を提供します。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を推進するために、子どもが主体的に活動できるよう支援します。

(子どもに関する行動計画)

第19条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、子どもに関する行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定し、必要に応じて、その内容を見直します。

(子どもの権利侵害に関する相談、救済)

第20条 市は、子どもが虐待、体罰、いじめなどの権利侵害を受けた場合に、子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関と連携を図りながら、安心して相談や救済を求めることができる体制を整備します。

第5章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利委員会)

第21条 市は、この条例に基づく施策の実施状況を検証し、子どもの権利を保障するために、士別市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10 人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利に関わる分野において識見を有する者、関係団体の職員、公募による市民などの中から市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とし、再任することができます。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(権利委員会の職務)

第 22 条 権利委員会は、市長から意見を求められたときや必要があると自ら判断したときは、子どもの権利の状況について調査や審議を行います。

2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、広く市民に意見を求めることができます。

附 則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

4. 士別市子どもの権利救済に関する規則

平成 26 年規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、士別市子どもの権利に関する条例（平成 25 年士別市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に対し迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利救済委員会)

第 2 条 市は、次に掲げる事項を所掌する子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」という。）を置く。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査を行うこと。
- (3) 子どもの権利の侵害について、是正のための調整を行うこと。
- (4) 子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

(組織及び構成)

第 3 条 救済委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 救済委員会の委員（以下「救済委員」という。）は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 救済委員の任期は、3 年とする。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 救済委員の再任は、これを妨げない。

5 救済委員会に委員長を置き、救済委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、救済委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する救済委員がその職務を代理する。

8 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、その職を解くことができる。

(会議)

第 4 条 救済委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、非公開とする。ただし、救済委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(相談及び救済の申立て)

第 5 条 何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができる。

2 救済の申立ては、救済申立書（様式第 1 号）又は口頭で行う。この場合において、口頭による救済の申立てがあったときは、救済委員は当該申立者から救済申立書の記載事項を聴き取りし、救済申立書に記録するものとする。

(調査等)

第 6 条 救済委員会は、前条の規定に基づく救済の申立てがあったときは、当該申立内容について調査を行うものとする。ただし、次に掲げる事項に係る申立てについては、これを行わない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め、現に係争中の事案に関するもの

- (2) 権利の侵害のあった日から3年を経過したとき。
- (3) 次項に定める同意が得られないとき（同項ただし書の規定に該当する時を除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査を行うことが適当でないとき。

2 救済委員会は、調査を行うときは、当該申立てに係る子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、その子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員会がその同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 救済委員は、調査のため必要があるときは、士別市こども家庭センター、士別市要保護児童対策地域協議会その他市の関係機関及びそれ以外の機関（次項においてこれらを「関係機関等」という。）に対し、必要な協力を求めることができる。

4 救済委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、当該申立てに係る子ども及びその保護者、関係機関等その他当該申立てに係る関係者に対し、子どもの権利の侵害を是正するための調整を行うことができる。

（調査の中止）

第7条 救済委員会は、調査を開始した後において、前条第1項ただし書のいずれかに該当することとなったとき、又は調査の必要がなくなったと認めるときは、その調査を中止し、又は打ち切ることができる。

（調査の実施等に係る通知）

第8条 救済委員会は、第5条に基づく調査及び調整の結果について、その救済の申立人（同条第2項の規定により同意を得た者がいる場合にあつては、当該同意者を含むものとする。以下「申立人等」という。）に対し、速やかに通知するものとする。

2 救済委員会は、救済の申立てについて調査を行わないとき又は調査を中止し、若しくは打ち切ったときは、その救済の申立人等に対し、理由を付してその旨を速やかに通知するものとする。

（身分証明書の携帯等）

第9条 救済委員は、その職務を行うときは、身分証明書（様式第2号）を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（活動状況の報告）

第10条 救済委員会は、毎年度、その活動状況について、書面により市長に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第11条 救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（処務）

第12条 救済委員会の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援課において処理する。

（市が行う措置）

第13条 市長は、救済委員会から第2条第4号の規定による求めがあつたときは、その内容を尊重し、市の関係機関に対し、勧告、指示又は命令（以下「勧告等」という。）を、それ以外の機関に対し、是正要請を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する勧告等及び是正要請について、それに基づき講じた措置について、報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定に基づく報告があつたときは、必要に応じ、その内容を公表することができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

5. 士別市子どもの権利委員会設置要綱

平成 25 年告示第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、士別市子どもの権利に関する条例（平成 25 年士別市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 21 条の規定に基づき、士別市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 権利委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 条例第 19 条に規定する子どもに関する行動計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 子どもの権利に関する施策に関すること。
- (3) 子どもの権利の保障状況の調査、審議に関すること。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 権利委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、権利委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 権利委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、権利委員会の会議の議長となる。
- 3 権利委員会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、権利委員会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

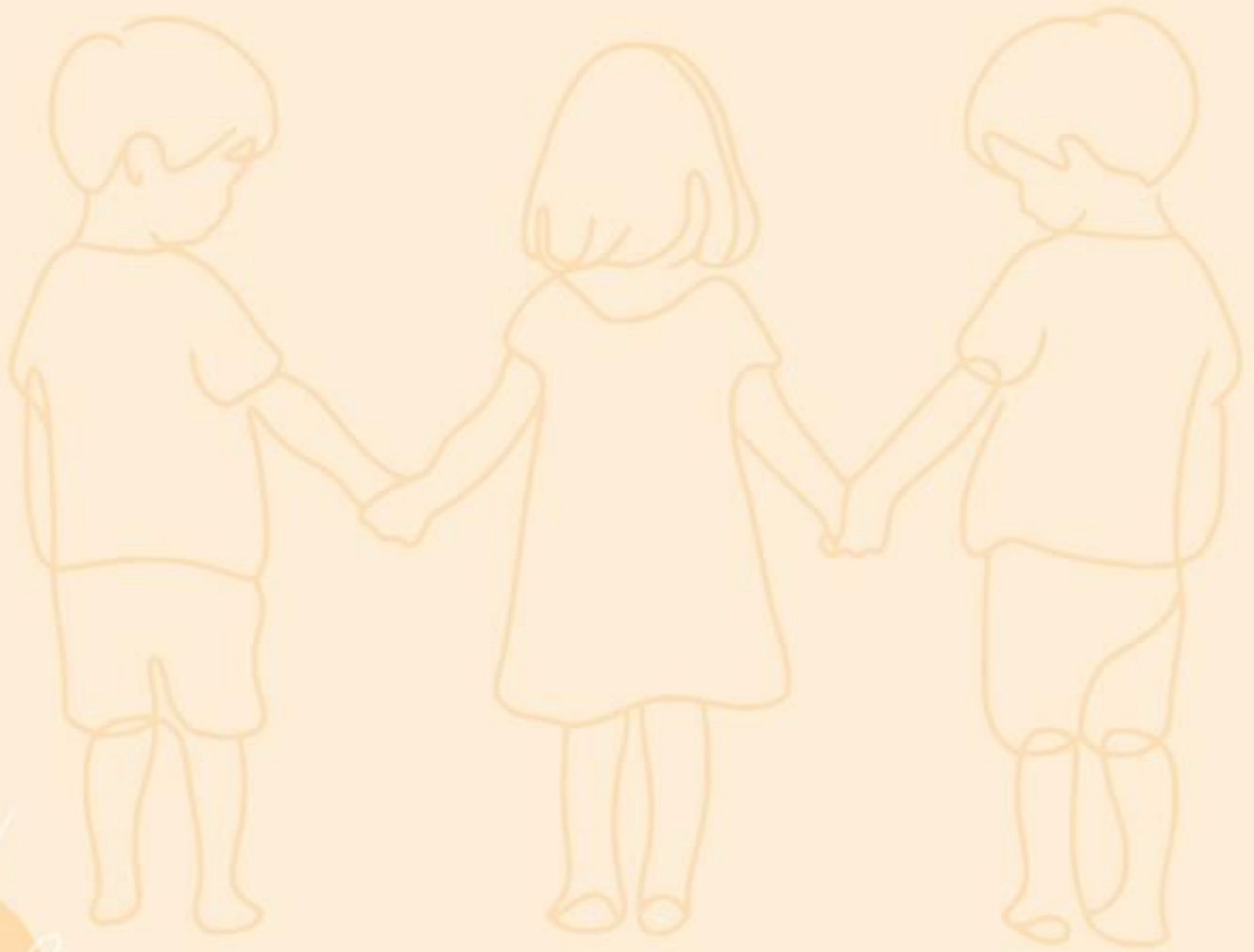
(処務)

第 5 条 権利委員会の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援課において行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



第4次士別市子どもの権利に関する行動計画

発行日 令和8年（2026）3月

発行 士別市健康福祉部こども・子育て応援課
こども家庭センター

〒095-8686 北海道士別市東6条4丁目1番地

電話 0165-26-7768

Email kodomo-kosodate@city.shibetsu.lg.jp